

奈良県学校薬剤師部会研修会

「嘔吐物の正しい処理の仕方」
実習編

和歌山県学校薬剤師会
西前多香哉

平成25年10月6日(日)
奈良県薬業会館

環境衛生に関する和歌山県の 取り組み状況について

- 学校薬剤師執務記録簿の統一
- 学校薬剤師初任者研修の開催

学校薬剤師初任者研修

学校環境衛生検査の実施方法について

一般社団法人 和歌山県薬剤師会
医薬品・公衆衛生検査センター
西前 多香哉

目次

1. 学校環境衛生 p1～p10
2. 学校給食調理室の調理器具等の検査 p10～p16
3. プールの衛生管理について p16～p21
4. 学校環境衛生（排水・机椅子・黒板・ごみ） . . . p22～p26
5. 学校における医薬品の管理について p26～p30
6. 薬教育について p30～p32
7. 薬物乱用防止について（脱法ハーブ等） p33～p38
8. 嘔吐物の正しい処理方法 p38～p49

● 学校保健衛生の歴史



学校薬剤師の始まり

昭和初期に、保健室で昇汞（塩化第二水銀）を瓶に移して保管していたところ、他の教師がアスピリンだと思い、児童に服用させ死亡させる事件があった。

●学校保健安全法(2009年)

1958年
学校保健法

1964年

- 保健体育審議会の答申による「学校環境衛生の基準」

1992年

- 局長の裁定による「学校環境衛生の基準」

2009年

学校保健安全法

- 文部科学大臣の告示による「学校環境衛生基準」

学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

学校環境衛生基準

- 第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準
 - ◆換気及び保温等
 - ◆採光及び照明
 - ◆騒音
- 第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
 - ◆水質
 - ◆施設・設備
- 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
 - ◆学校の清潔
 - ◆ネズミ、衛生害虫等
 - ◆教室等の備品の管理
- 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準
 - ◆水質
 - ◆施設・設備の衛生状態
- 第5 日常における衛生管理に係る学校環境衛生基準
 - ◆教室等の環境
 - ◆飲料水等の水質及び施設・設備
 - ◆学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等
 - ◆水泳プールの管理
- 第6 雑則(臨時検査)

●学校保健安全法(平成21年4月1日施行)

(学校環境衛生基準)

第6条1

文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい学校環境衛生基準を定めるものとする。

●学校保健安全法 施行規則 (学校薬剤師の職務執行の準則)

旧

第二十五条学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健安全計画の立案に参加すること。
- 二 第二十二条の二の環境衛生検査に従事すること。
- 三 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと。
- 四 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。

新

第二十四条学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。
- 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 四 法第八条の健康相談に従事すること。(新設)
- 五 法第九条の保健指導に従事すること。(新設)
- 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。

●旧基準から新基準の対照表

(旧)「学校環境衛生の基準」

文部省体育局長裁定（平成4年6月23日）

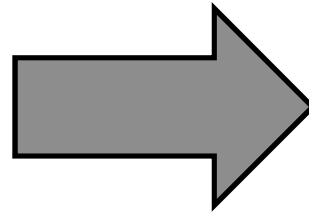
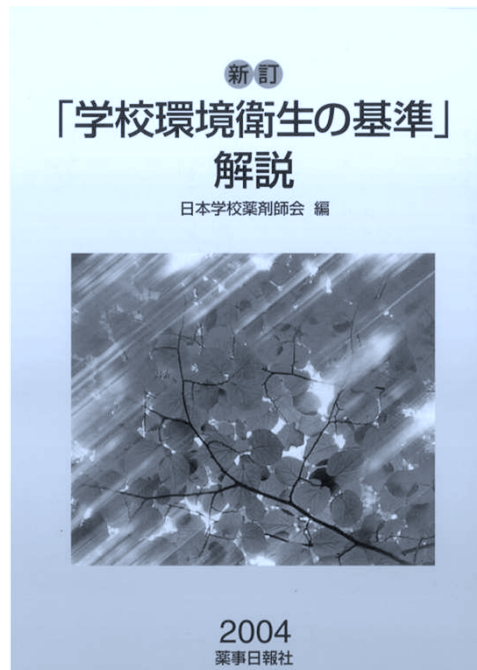
第1章 定期環境衛生検査
[照度及び照明環境]
[騒音環境及び騒音レベル]
[教室等の空気]
[飲料水の管理]
[雨水等利用施設における水の管理]
[学校給食の食品衛生（学校給食共同調理場を含む）]
[水泳プールの管理]
[排水の管理]
[学校の清潔]
[机、いすの整備]
[黒板の管理]
[水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場の管理]
[便所の管理]
[ごみの処理]
[ネズミ、衛生害虫等]
第2章 臨時環境衛生検査
第3章 日常における環境衛生

(新)「学校環境衛生基準」

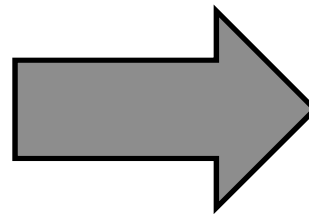
文部科学大臣告示（平成21年4月1日）

第1	教室等の環境に係る学校環境衛生基準 ・換気及び保温等 ・騒音 ・採光及び照明
第2	飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準 ・水質 ・施設・設備 (学校給食衛生管理基準へ)
第3	学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準 ・学校の清潔 ・ネズミ、衛生害虫等 ・教室等の備品の管理
第4	水泳プールに係る学校環境衛生基準 ・水質 ・施設・設備の衛生状態
第5	日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準 ・換気、温度、明るさとまぶしさ、騒音 ・飲料水の水質、雑用水の水質、飲料水の施設・設備 ・学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等 ・水泳プールの管理
第6	雑則 ・必要があるとき、必要な検査項目を実施 ・感染症又は食中毒の発生のおそれ ・風水害等による環境の汚染のおそれ ・新たな学校用品の搬入等による揮発性有機化合物発生のおそれ ・その他

学校環境衛生基準の変遷



学校給食法 第九条 学校給食衛生管理基準



●環境衛生検査

学校保健安全法 施行規則

第1条1・・・定期検査

第1条2・・・臨時検査

第2条・・・ 日常点検

●定期検査

毎学年定期的に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行なわなければならない。



時期を定めて、学校環境の実態を把握し、その結果、基準に適合しないようであれば、必要に応じて適切な改善を行うなど、事後措置を講じるためのもの。

●臨時検査

学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。



伝染病や食中毒の発生時や、発生の恐れがある場合、また風水害等により環境が不潔になったり、汚染された時などに検査が必要とされる時に行うもの。

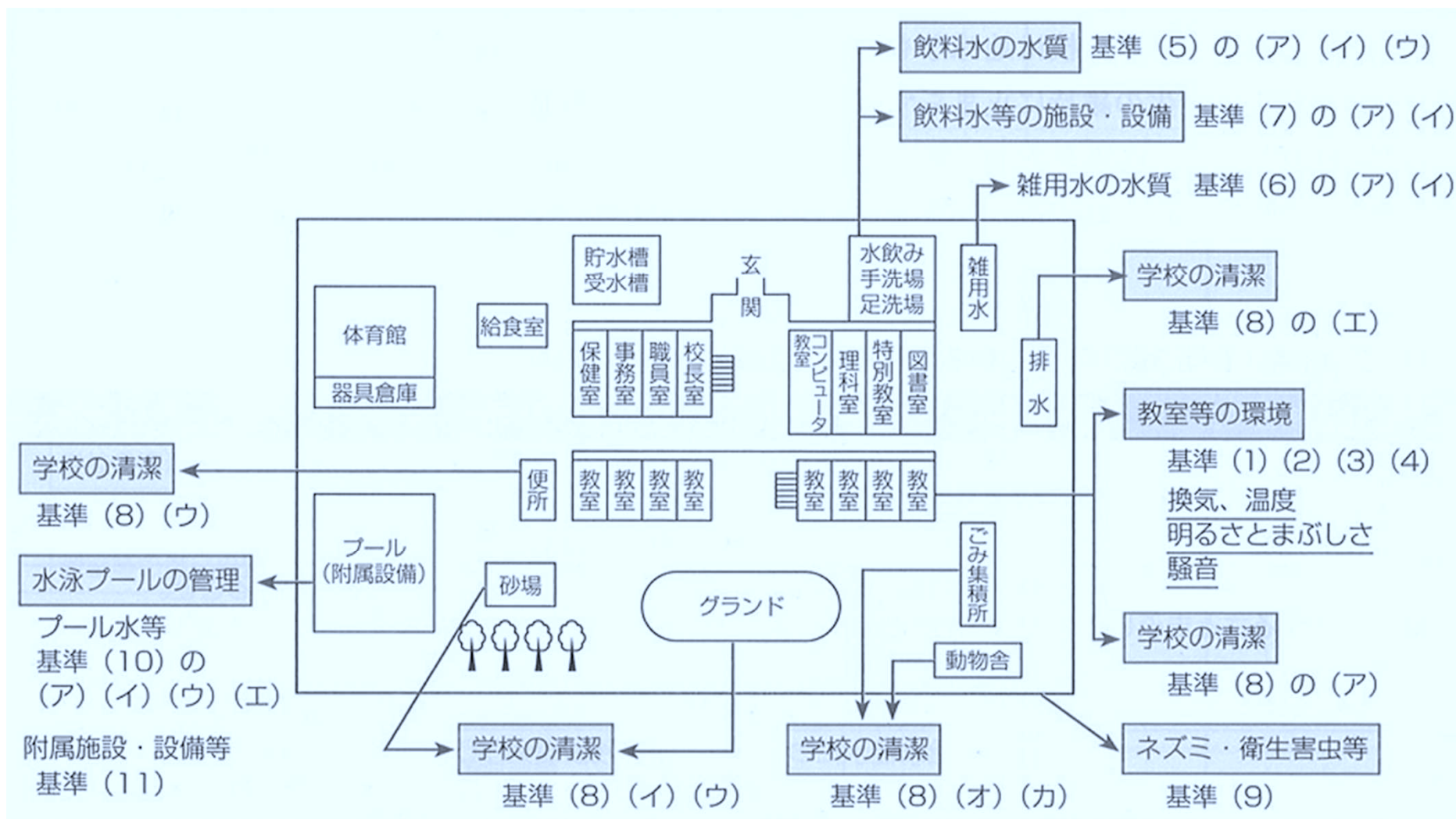
● 日常における環境衛生（日常点検）

学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。



日常点検は毎授業日、衛生状態を良好に保つように努め、また必要があれば事後措置を講じる検査である。これは教職員による組織活動の一環として行う。

● 日常点検の検査項目



● 日常点検の検査項目の基準

	検査項目	基準
第1 教室等の環境	(1) 換気	(ア) 外部から教室に入ったとき、深いな刺激や臭気がないこと。 (イ) 換気が適切におこなわれていること。
	(2) 温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
	(3) 明るさとまぶしさ	(ア) 黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ) 黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがないこと。 (ウ) 黒板面に光るような箇所がないこと。
	(4) 騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。
第2 飲料水等の水質及び施設・設備	(5) 飲料水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/l以上保持されていること。 ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/l以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 (ウ) 冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。
	(6) 雑用水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/l以上保持されていること。 ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/l以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気に異常がないこと。
	(7) 飲料水の施設・設備	(ア) 水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。(イ) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。
第3 ネズミ、学校の清潔及び衛生害虫等	(8) 学校の清潔	(ア) 教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 (イ) 運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (ウ) 便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 (エ) 排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (オ) 飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (カ) ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。
	(9) ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。
第4 水泳プールの管理	(10) プール水等	(ア) 水中に危険物や異常なものがないこと。 (イ) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/l以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/l以下が望ましい。 (ウ) pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (エ) 透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
	(11) 附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び衝動設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。

学校薬剤師の役割

学校環境衛生

学校保健安全法
「学校環境衛生基準」

学校給食衛生

学校給食法
「学校給食衛生管理基準」

医薬品教育 薬物乱用防止教育

「学校指導要領」
中学校保健体育
高等学校保健体育

●照度及び照明環境

照明は児童生徒に明視を与え、近視の予防、学習効果の向上等を図る上で大切な役割を与えている。

現在では、従来のただの照明設備を設けるだけの考え方から、よりよい質の向上の追究が行われている。

●照度及び照明環境

検査回数：毎学年2回定期に行う

（曇天あるいは雨天）

検査事項：照度・まぶしさ

検査方法：光電池照度計

検査箇所：黒板・教室の9か所

教室以外は床上75cm

判定基準：下限値300Lx

500Lx以上が望ましい

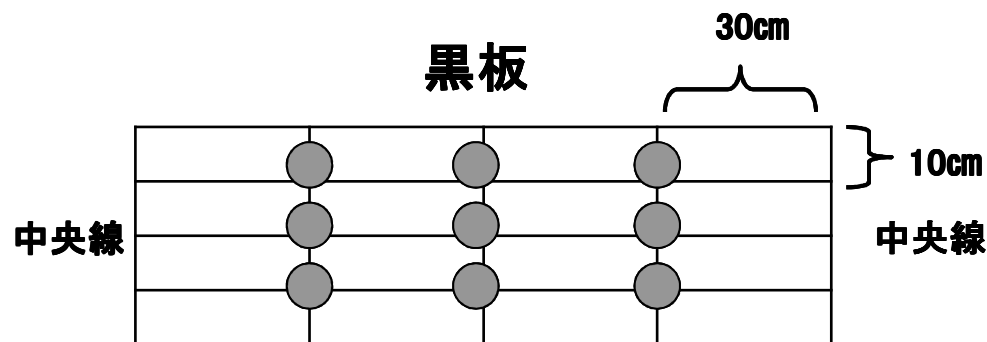
最大：最小=10:1を超えないこと

●照度及び照明環境の測定方法と場所

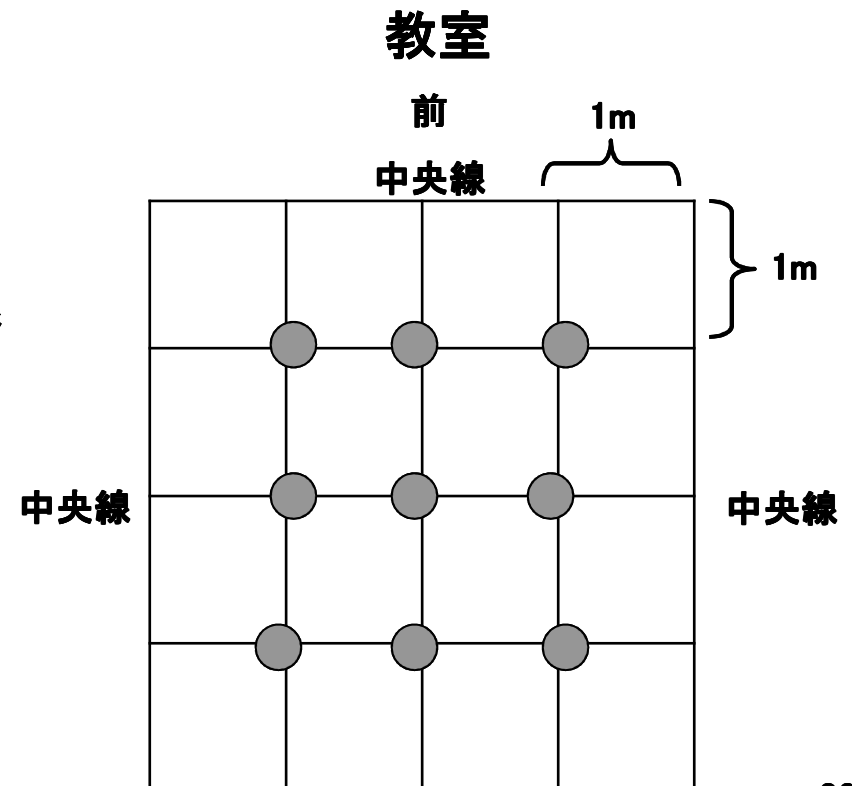
・照度計

照度計のボタンを押し、黒板と教室の任意の場所を測定する

任意の場所： ● の点



照度計



●照度及び照明環境

事後措置

1. 照度が不足の場合は増灯する。
暗くなった光源や消えた光源は取り替える。
2. まぶしい光源は覆うか、目に入らないようにする。
3. 直射日光が入る場合適切な方法によって防ぐ。
4. まぶしさを起こす光沢はつや消しにするか、
光沢の原因となる光源や窓を覆う。

●教室等の環境

検査回数：温熱、換気等・・・毎学年2回定期

検査項目：（温熱及び空気清浄度）

温度

浮遊ふんじん

相対湿度

二酸化炭素

気流

一酸化炭素

二酸化窒素・・・毎学年1回定期

●教室等の環境

判定基準 : 温度・・・10°C以上 30°C以下

相対湿度・・・30～80%

二酸化炭素・・・1500ppm以下

気流・・・0.5m/秒以下

一酸化炭素・・・10ppm以下

二酸化窒素・・・0.06ppm以下

浮遊ふんじん・・・0.1mg/m³以下

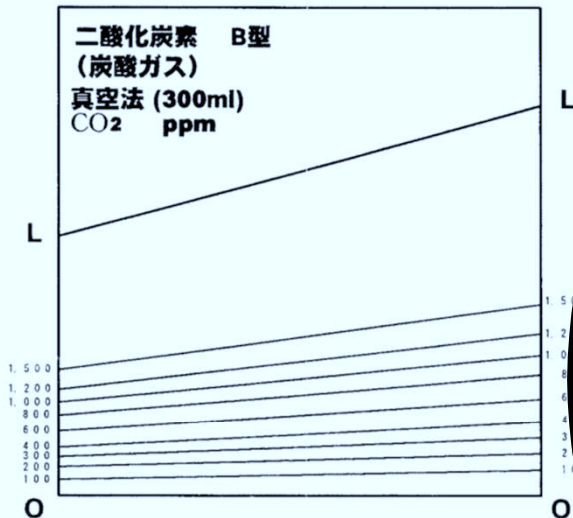
空気検査の機器の注意事項

換気(二酸化炭素)・・・検知管法



検知管の濃度表

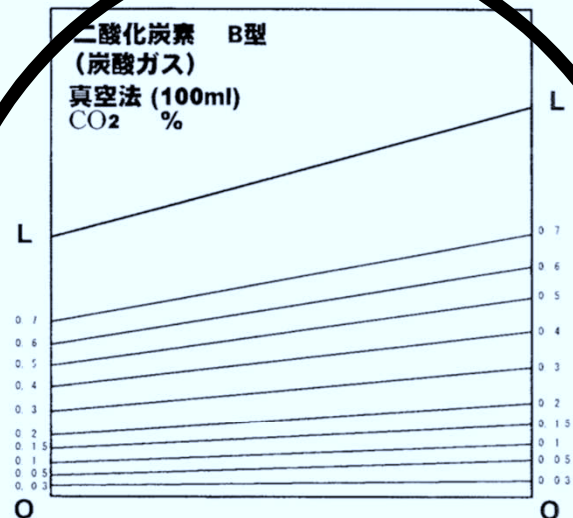
北川式 濃度表 No. 126B



温度補正表 (20℃基準)

濃度表の読み (ppm)	真の二酸化炭素濃度 (ppm)				
	0℃	10℃	20℃	30℃	40℃
1,500	1,800	1,650	1,500	1,400	1,350
1,400	1,700	1,550	1,400	1,300	1,250
1,300	1,550	1,400	1,300	1,250	1,150
1,200	1,450	1,300	1,200	1,150	1,100
1,100	1,300	1,200	1,100	1,050	1,000
1,000	1,200	1,100	1,000	950	900
900	1,100	1,000	900	850	800
800	950	900	800	750	700
700	850	750	700	650	600
600	700	650	600	550	500
500	600	550	500	500	450
400	500	450	400	400	350
300	350	300	300	300	250
200	250	200	200	200	200

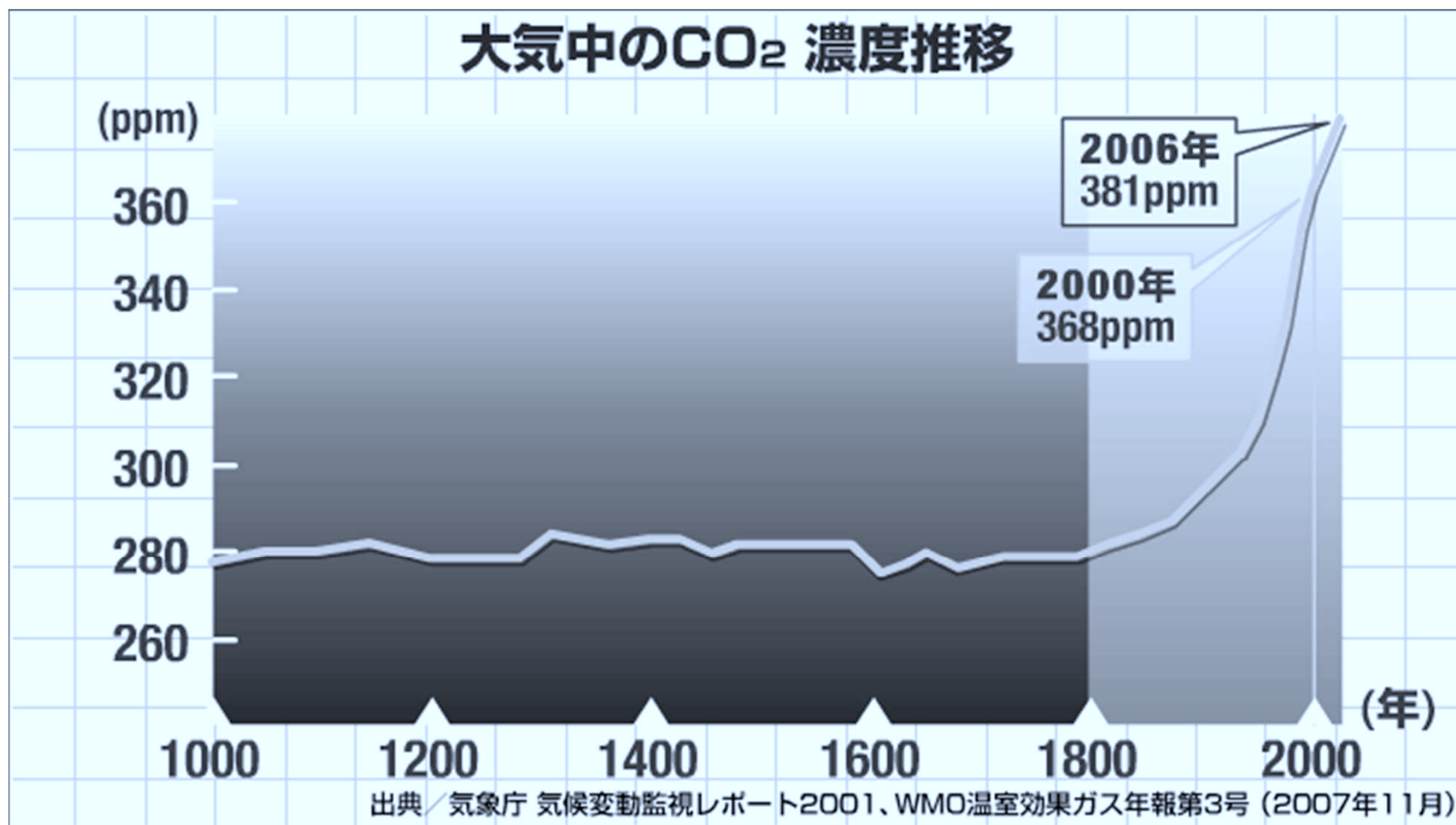
北川式 濃度表 No. 126B



温度補正表 (20℃基準)

濃度表の読み (%)	真の二酸化炭素濃度 (%)				
	0℃	10℃	20℃	30℃	40℃
0.7	0.8	0.75	0.7	0.65	0.6
0.6	0.7	0.65	0.6	0.55	0.5
0.5	0.6	0.55	0.5	0.45	0.4
0.4	0.45	0.4	0.4	0.4	0.35
0.3	0.35	0.3	0.3	0.3	0.25
0.2	0.25	0.2	0.2	0.2	0.2

二酸化炭素について



空気検査の機器の注意事項

浮遊粉じん



●教室等の環境

検査回数： HCHO等・・・毎学年1回定期

検査項目： (HCHO及び揮発性有機化合物)

ホルムアルデヒド

トルエン

キシレン

パラジクロロベンゼン

エチルベンゼン

スチレン

●教室等の環境

検査回数：ダニアレルゲン・・・毎学年1回定期

検査項目：ダニ又はダニアレルゲン

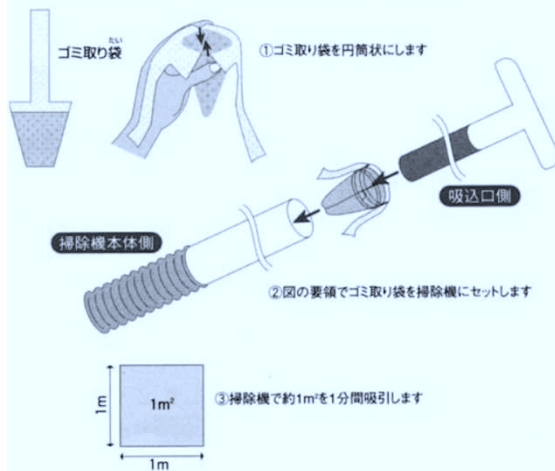
●教室等の環境

検査箇所：ダニ及びダニアレルゲン

保健室の寝具・カーペット敷きの教室

ダニ検査用マイティチェッカー

文部科学省「学校環境衛生基準」準拠商品



マイティチェッカー®の **かんたん! 4ステップ**

Step 1

ゴミをとって



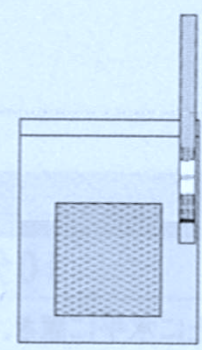
Step 2

よく、揉んで



Step 3

浸けて



Step 4

判定するだけ!



●教室等の環境

判定基準：ダニ又はダニアレルゲン・・・100 匹/m²以下(ダニ数)

学校薬剤師の仕事

学校環境衛生

学校保健安全法
「学校環境衛生基準」

学校給食衛生

学校給食法
「学校給食衛生管理基準」

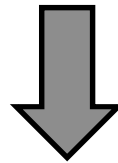
医薬品教育 薬物乱用防止教育

「学校指導要領」
中学校保健体育
高等学校保健体育

学校給食衛生管理基準

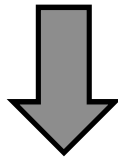
1996年の堺市での病原性大腸菌O-157

衛生管理基準は、平成9年(1998年)4月に制定されたものです。

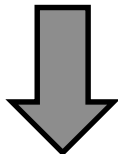


平成15年3月31日一部改訂

文部科学省スポーツ・青少年局長名



平成17年3月31日一部改訂



学校給食衛生管理基準

大臣告示(学校給食法)

学校給食衛生管理基準の検査項目

検査項目	記録者	検査回数
学校給食設備及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準		
第1票・・・「学校給食施設等定期検査票」	学校薬剤師の協力を得て検査	毎学年1回定期
第2票・・・「学校給食設備等の衛生管理定期検査票」	学校薬剤師の協力を得て検査	毎学年3回定期
調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準		
第3票・・・「学校給食用食品の検収・保管等定期検査票」	学校薬剤師の協力を得て検査	毎学年3回定期
第4票・・・「調理過程の定期検査票」	学校薬剤師の協力を得て検査	毎学年1回定期
衛生管理体制に係る衛生管理基準		
第5票・・・「学校給食従事者の衛生・健康状態定期検査票」	衛生管理責任者等	毎学年1回定期
第6票・・・「定期検便結果処置票」	衛生管理責任者等	月2回以上
第7票・・・「学校給食における衛生管理体制定期検査票」	衛生管理責任者等	毎学年3回定期
日常及び臨時の衛生検査		
第8票・・・「学校給食日常点検票」(第8票)	明記されていない	

学校給食室検査時の服装について

調理従事者の衛生管理

服装

- ・清潔な白衣を着用し、袖から服がはみ出ない様にする。
- ・帽子を着用し、毛髪が1本もでないようにする。
- ・マスクは必ず、口と鼻を覆う事。
- ・履物は調理室に入る前に履き替える。
- ・指輪、時計、ネックレス、イヤリング、ピアス等は必ず外し、マニキュアは取っておく。
- ・爪は短く切る。化粧は控える。

学校薬剤師は調理従事者ではありませんが、上記の服装は検査する者において同じこと。

給食室の検査項目と対象物

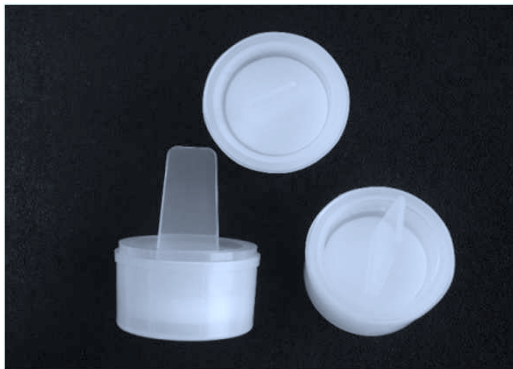
検査項目	対象物
大腸菌群定性検査	パン皿・菜皿・ラーメン鉢・カレー皿・ 丼鉢・スプーン・包丁・まな板
でんぷん性残留物検査	パン皿・菜皿・ラーメン鉢・カレー皿・ 丼鉢・スプーン
脂肪性残留物検査	同上

給食室の採取方法

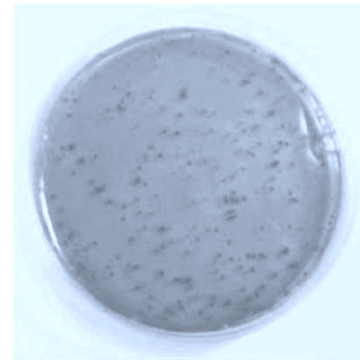
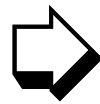
滅菌スタンプスプレードの採取方法

食器類の表面の測定場所に数秒間、押し付けて、
微生物を採取する→大腸菌群定性検査

※スタンプスプレードを使用する前に、エタノールで
湿潤させた脱脂綿で手指の消毒を行う。



スタンプスプレード



デゾキシコレート培地における大腸菌群

給食室の検査方法

- ・でんぷん性残留物検査

食器類にヨウ素溶液を2、3mlふりかけ、食器を振り動かして、表面全体にヨウ素溶液がゆきわたるようにした後、軽く水洗し、青紫色を呈する部分があるか目視し、判定。

- ・脂肪性残留物検査

上記と同様の操作方法で、パプリカを使用し、オレンジ色を呈する部分があるか目視し、判定。



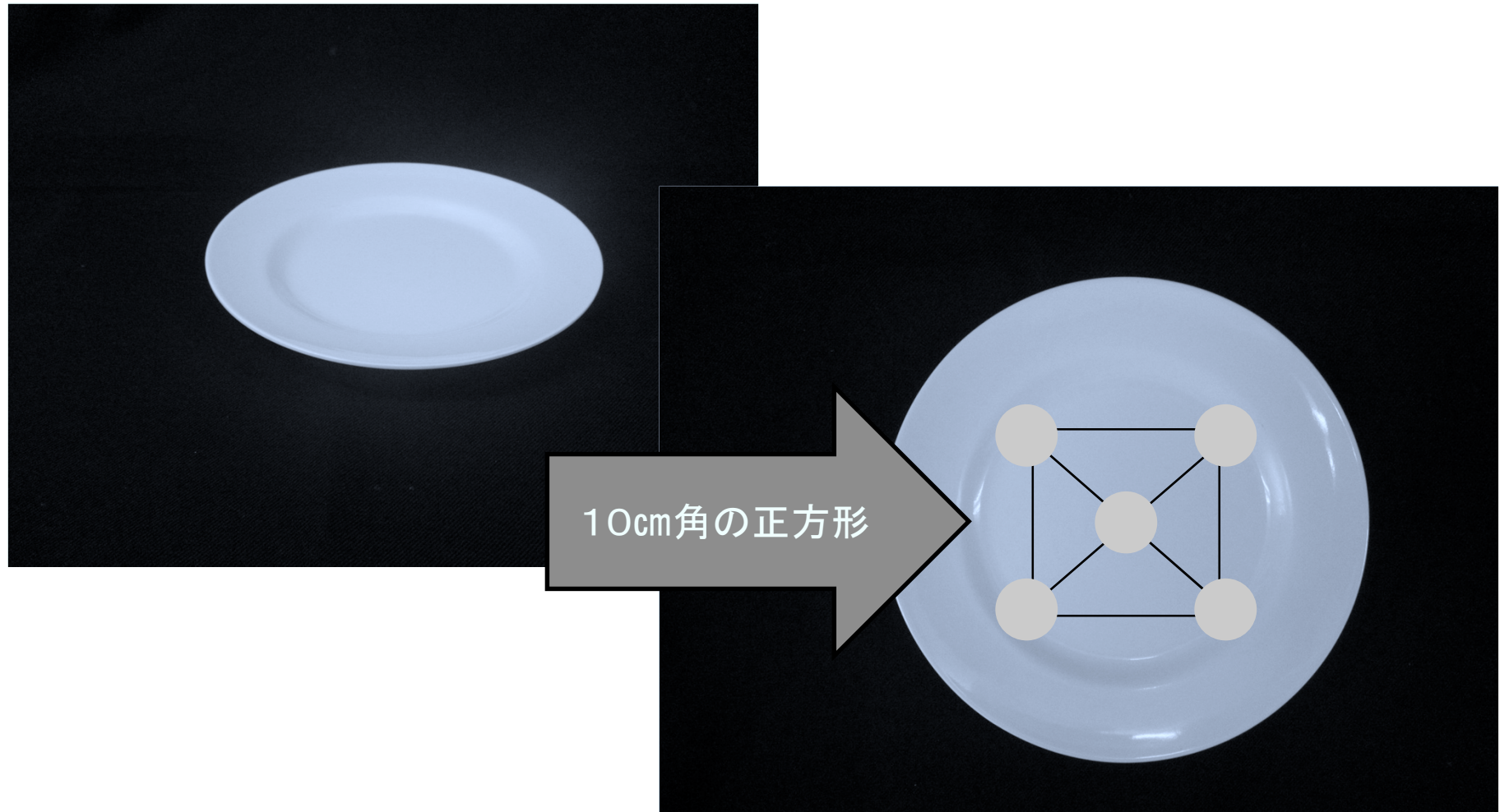
0.1mol/L ヨウ素溶液 ・ パプリカ・メタノール溶液

スタンプの採取箇所

対象物	採取箇所数	
パン皿	5点	中央部
菜皿	5点	中央部
ラーメン鉢	5点	中央部
丼鉢	5点	中央部
カレー皿	5点	中央部
スプーン	2点	表裏
包丁	4点	柄に近い金属の部分
まな板	9点	中央付近

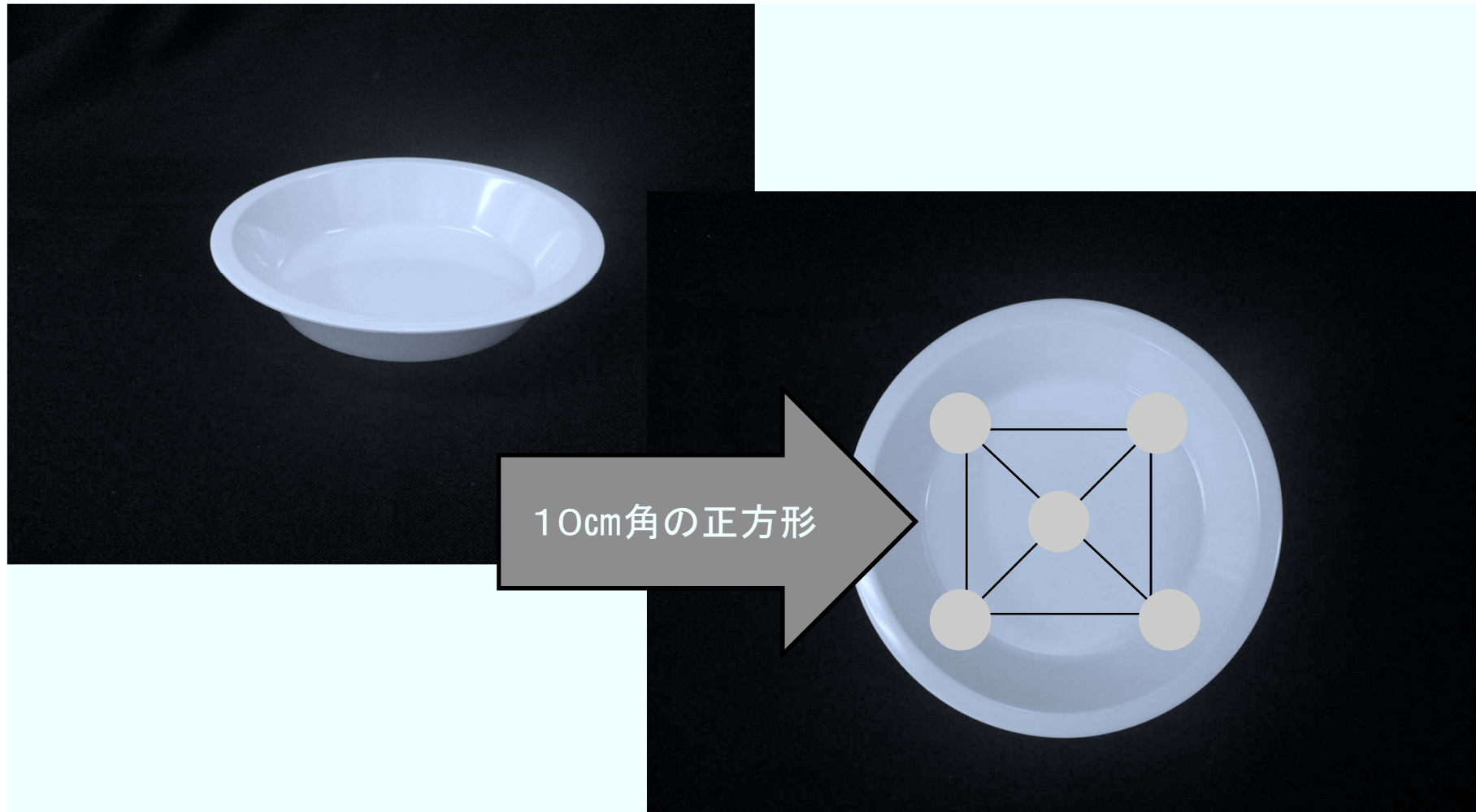
スタンプ採取箇所

パン皿



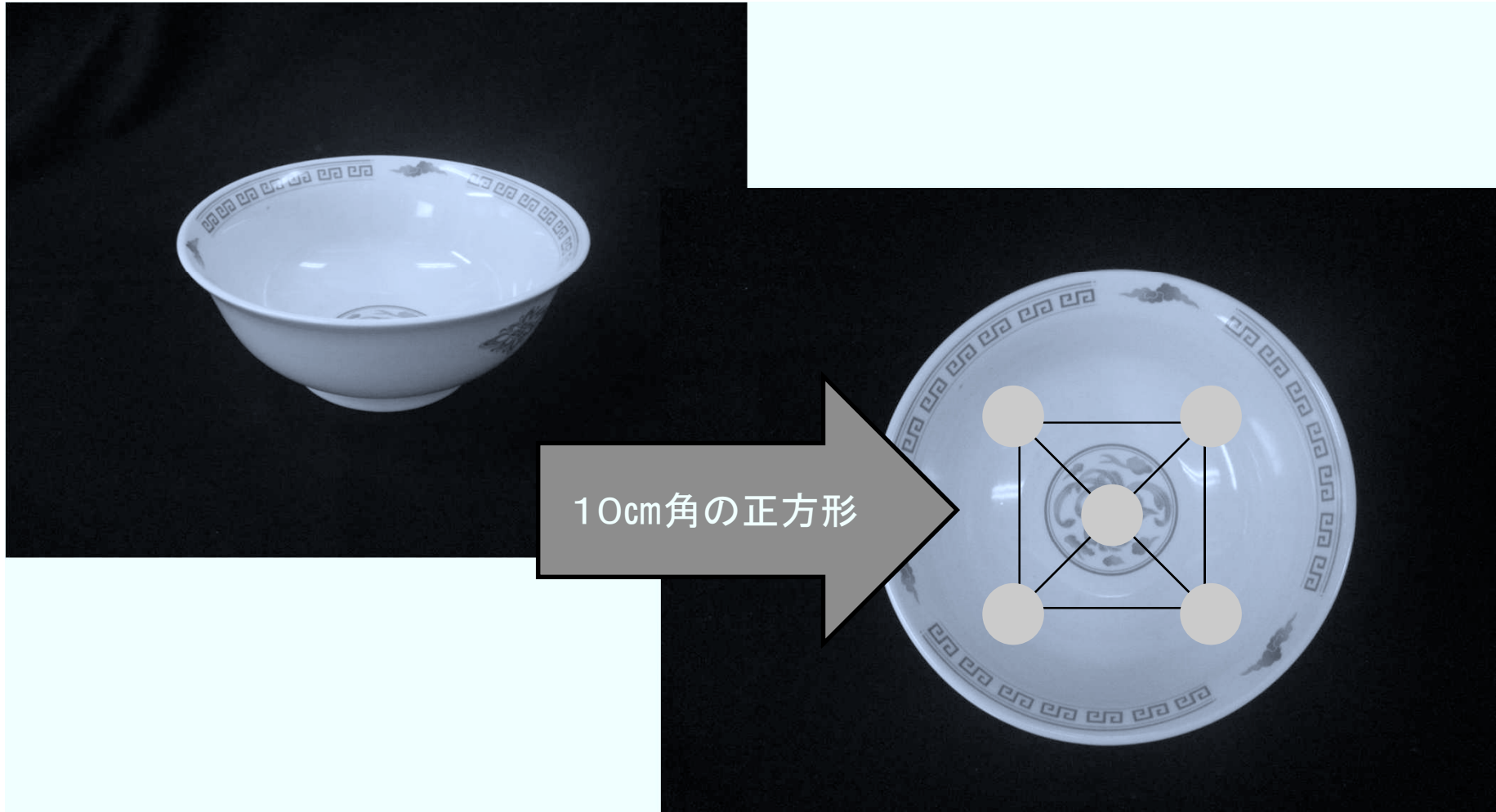
スタンプ採取箇所

菜皿



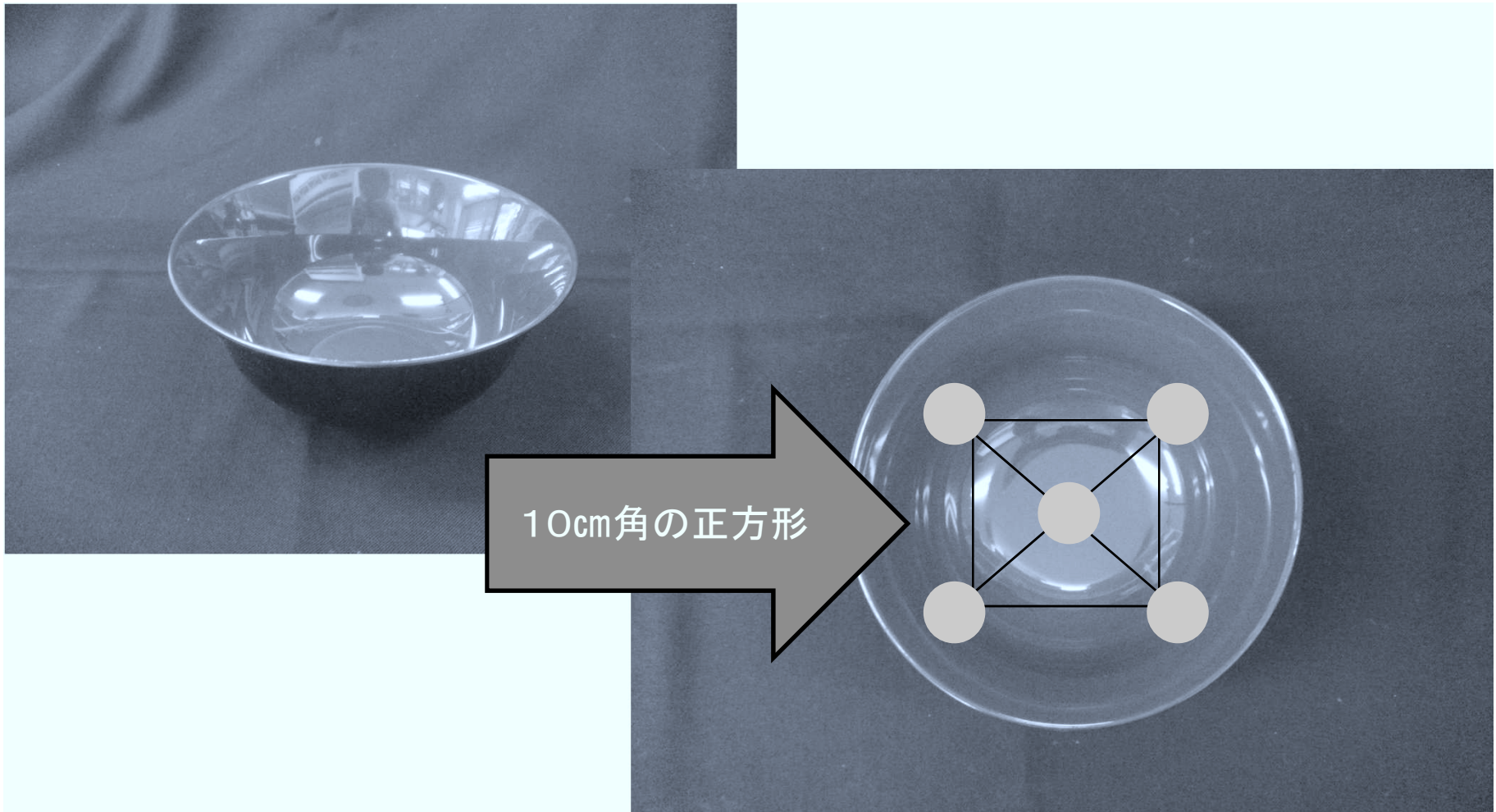
スタンプ採取箇所

ラーメン鉢



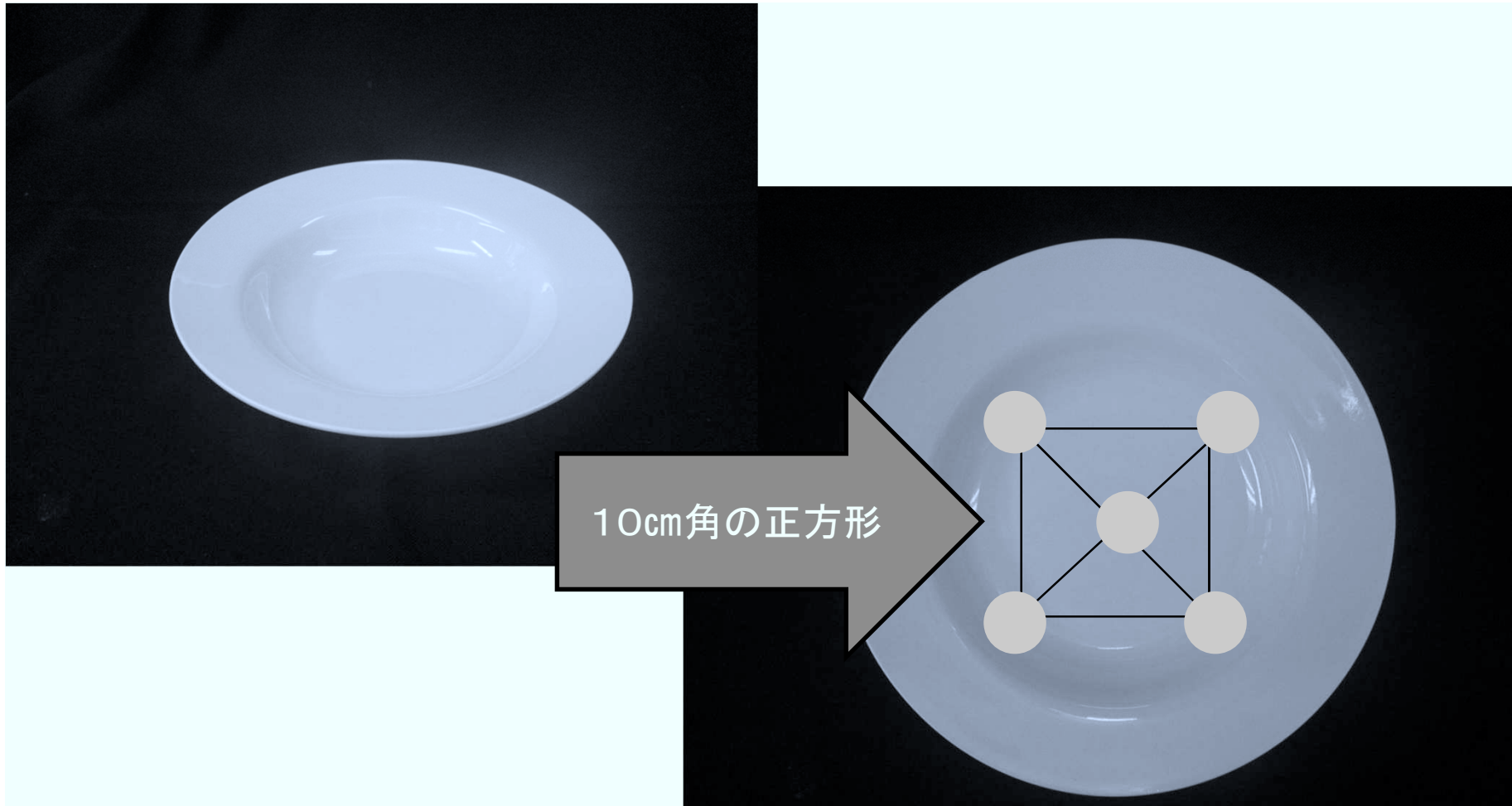
スタンプ採取箇所

井鉢



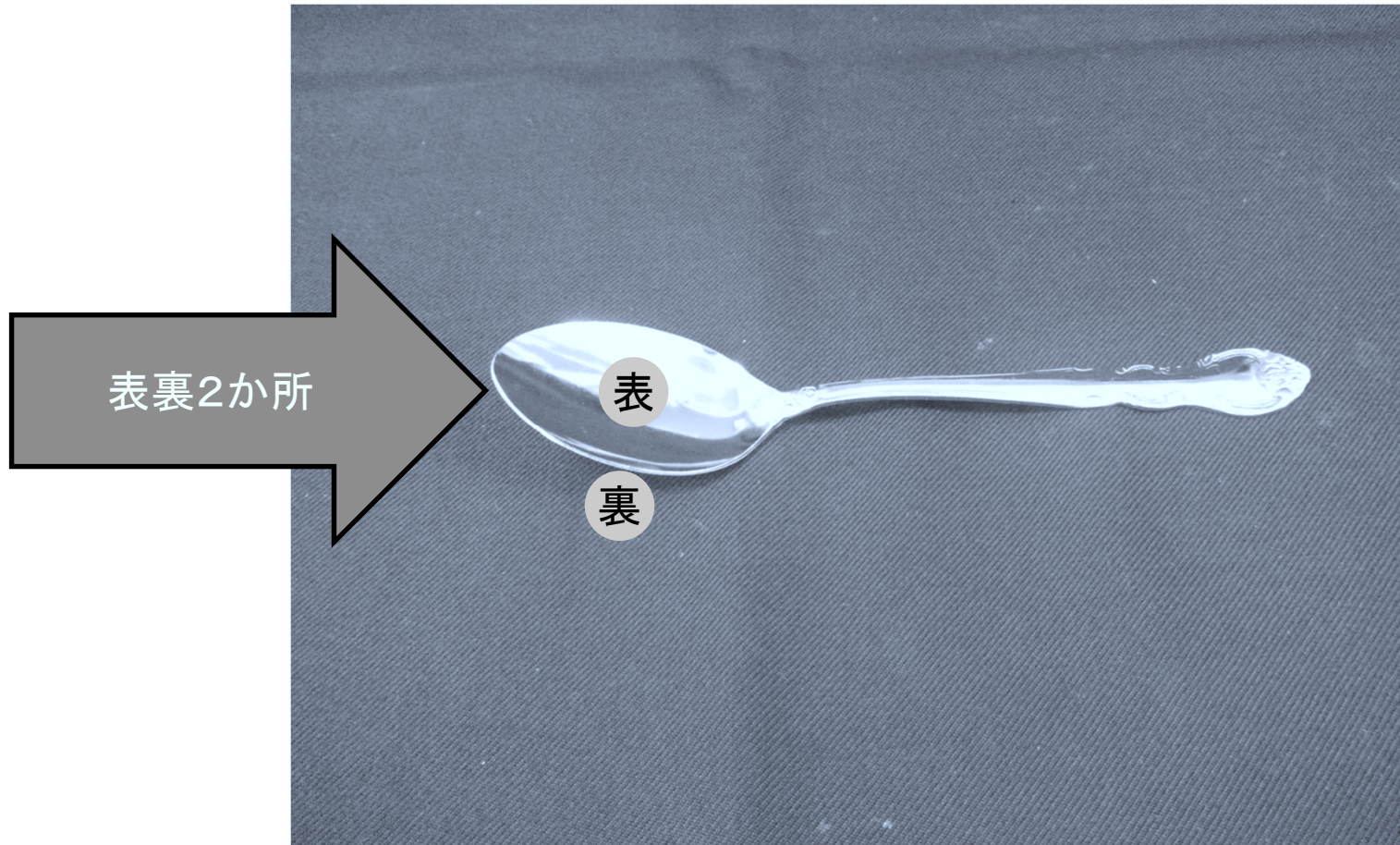
スタンプ採取箇所

カレー皿



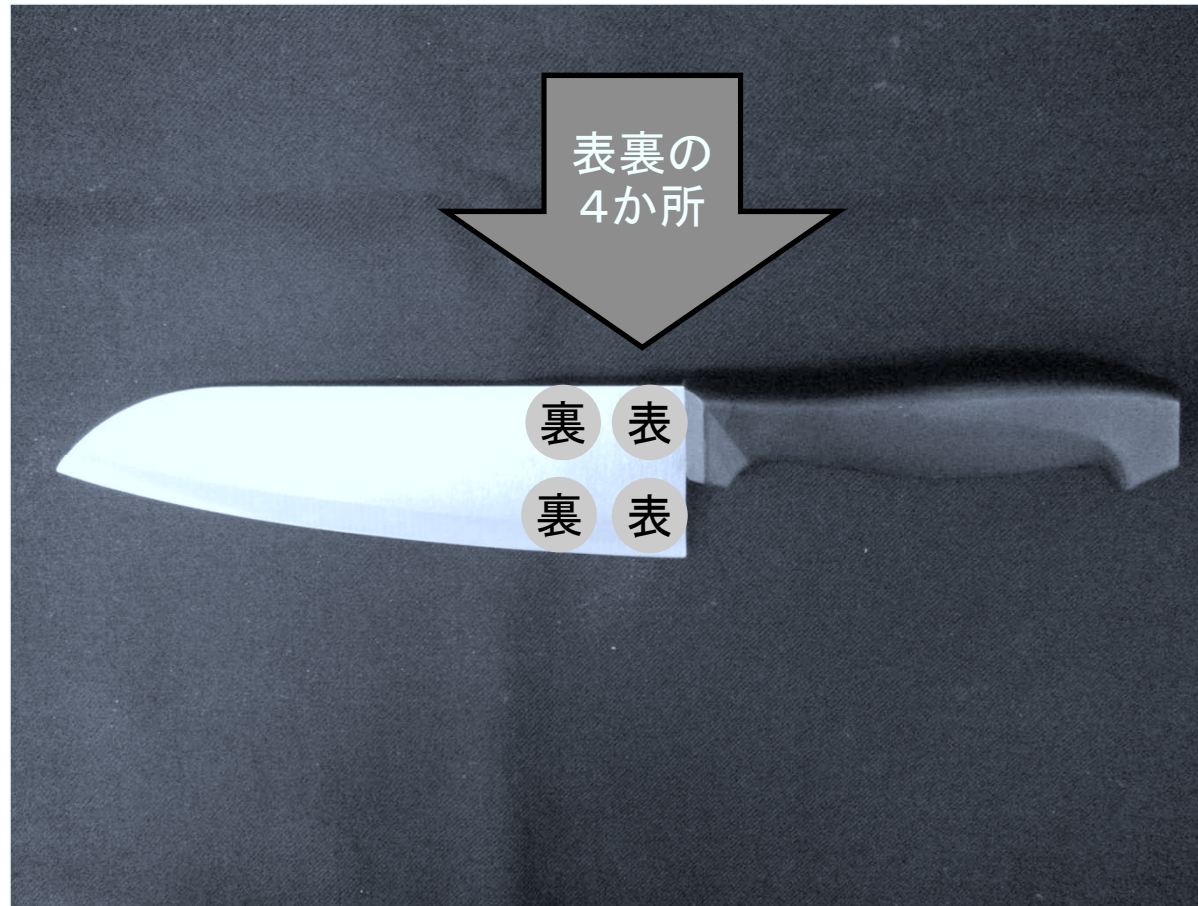
スタンプ採取箇所

スプーン



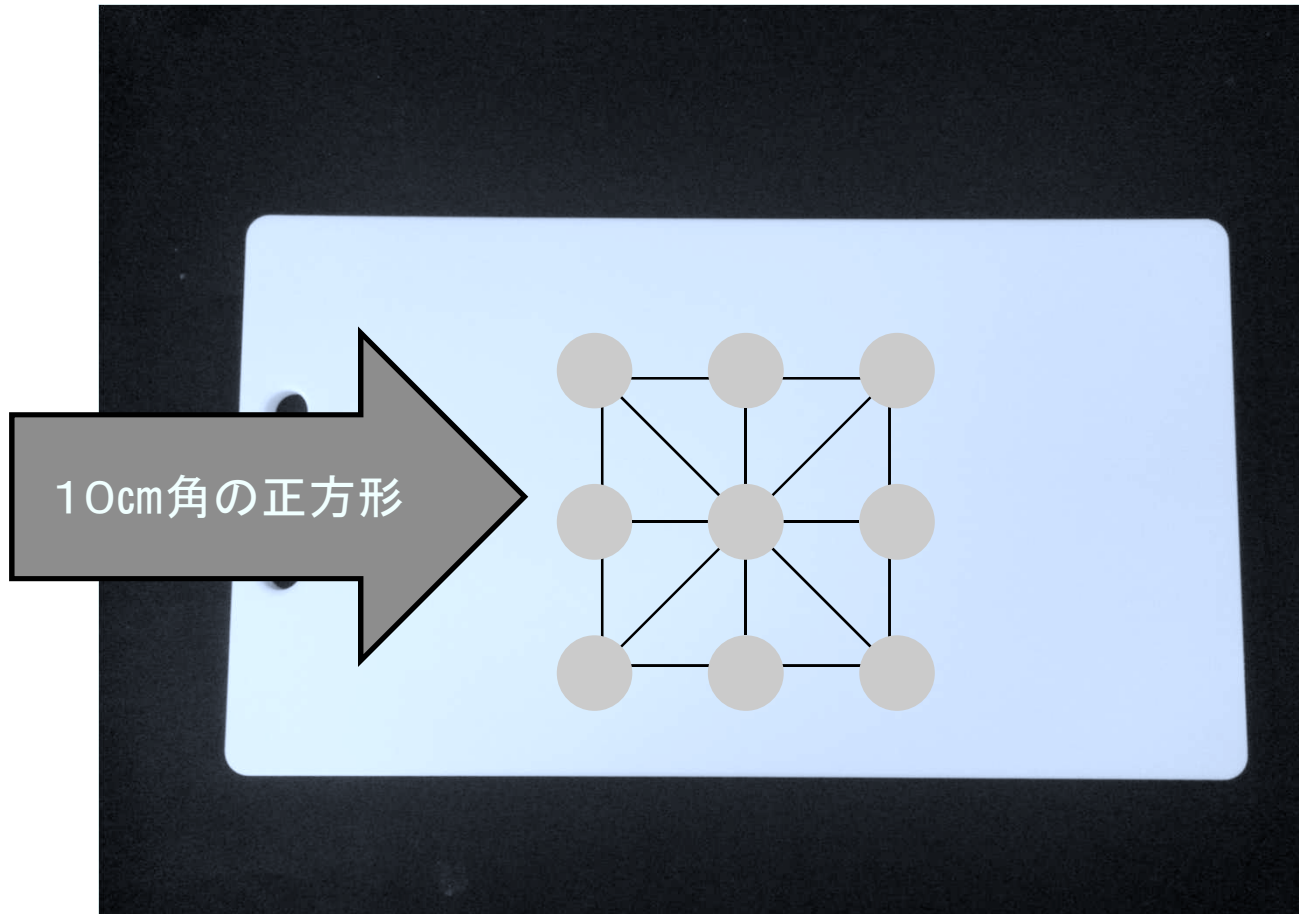
スタンプ採取箇所

包丁



スタンプ採取箇所

まな板



でんぷん性残留物検査 判定A



でんぷん性残留物検査 判定B



でんぷん性残留物検査 判定C



脂肪性残留物検査 判定A



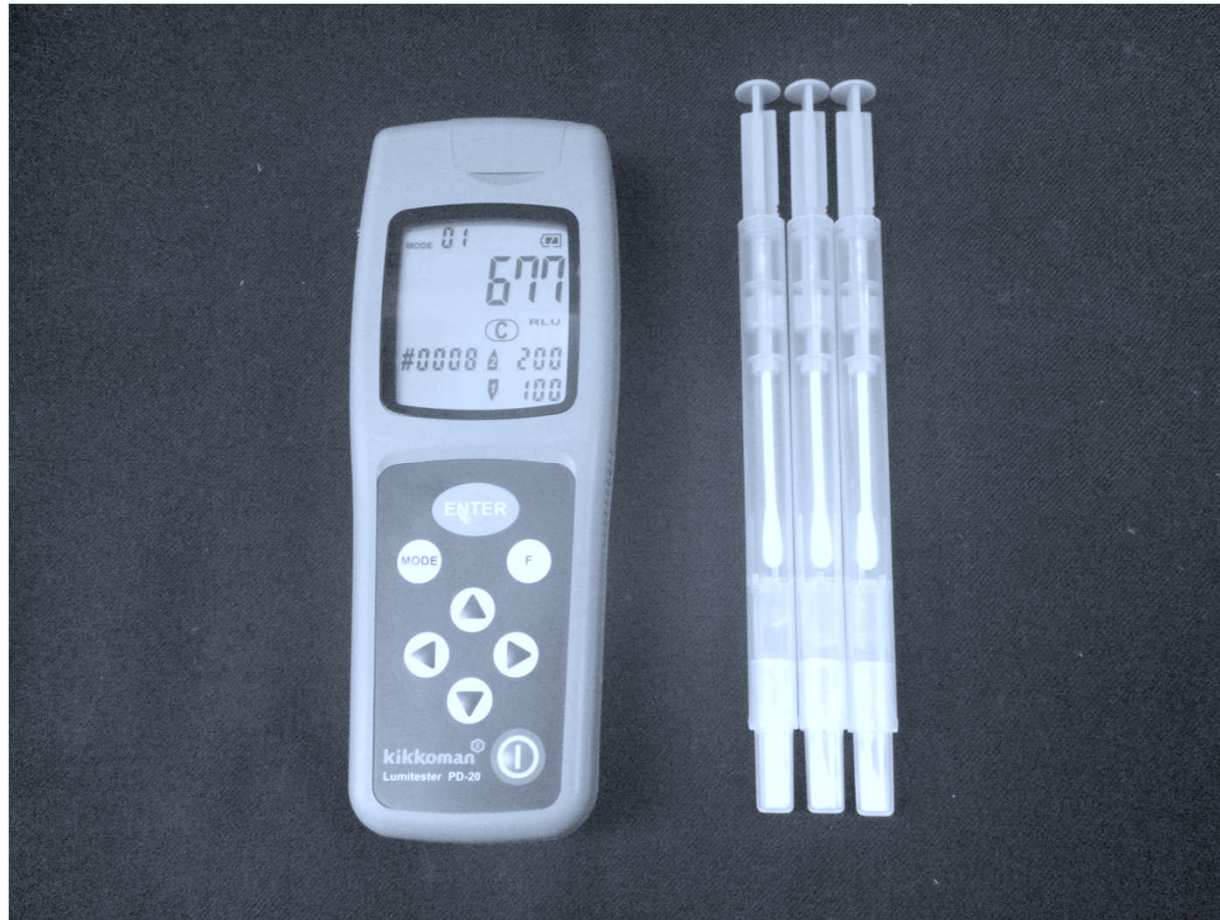
脂肪性残留物検査 判定B



脂肪性残留物検査 判定C



ルミテスターPD-20



ルミテスター 管理基準値

採取力所	管理基準値
手指	<1500
包丁	<200
まな板	<500

●学校給食の食品衛生

学校給食従事者の衛生管理状況、検食、保存食の状況

検査事項

検食及び保存食の状況について行う。

検査方法及び判定基準

・検食及び保存食の記録の有無。検食は共同調理場についても調べる。・給食は、児童生徒等に提供される前に検食を行う。検食の時間等記録する。・保存食は、原材料及び調理済み食品を食品毎に50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、専用冷凍庫に -20°C 以下で2週間以上保存されていること。また、その記録があること。原材料は洗浄、消毒等を行わず、購入した状態で保存する。・使用水は日常点検で残留塩素濃度が基準に満たない場合、再検査を行い、適と判定し、水を使用した場合は、使用水1Lを保存食用の冷凍庫に -20°C 以下で2週間以上保存する。

給食室の検査と判定方法

- 大腸菌群・・・
スタンプスプレードーデゾキシコレート培地法
基準は大腸菌群は検出されないこと。
- でんぷん性残留物検査・・・ヨウ素でんぷん法
食器類に残留したでんぷん
A B C 判定
- 脂肪性残留物検査・・・食器類に残留した油分
A B C 判定
- 検食・保存食の記録の有・無
- 原材料と調理済み食品の保存の有・無

●水泳プールの管理

検査項目： 水素イオン濃度

濁度

遊離残留塩素

有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)

総トリハロメタン

大腸菌

一般細菌

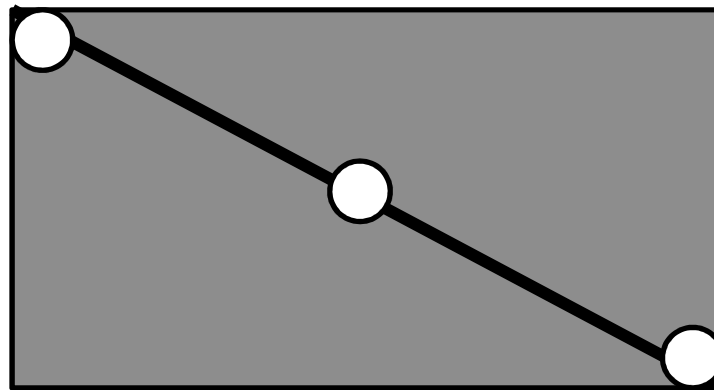
循環ろ過装置の処理水

●水泳プールの管理

採水箇所：プール内の対角線上のほぼ等間隔の位置で、水面下約20cm付近の3か所以上を採水後12時間以内に検査すること。
遊離残留塩素は現場で測定すること。

水質検査採水箇所

プール内の対角線上のほぼ等間隔の位置で、
水面下約20cm付近の3か所以上を採水。
遊離残留塩素は現場で測定すること。



プールを上から見た図

●水泳プールの管理

スーパークロリネーション

方 法

塩素濃度が5～10 mg/Lになるように投下し、攪拌する。

濾過機は、一晩中継続運転する。

(通常遊泳時は0.4～1mg/L)

確 認

一晩経過後、残留塩素の量を測定し、1～2 mg/L以上の場合は中和し、残留塩素濃度を0.4～1mg/Lに調製する。

●水泳プールの管理

Q. 新型インフルエンザウイルスH1N1は、遊泳プールの水で感染することはありますか？

A. CDCの推奨する殺菌レベル(プールでは1～3ppm)で処理された水によって、インフルエンザの感染が起きることはありません。現在、インフルエンザウイルスに汚染された遊泳プールの水によって、インフルエンザに感染した事例は報告されていません。

遊泳プールで使用されている塩素やその他の消毒剤を用いた場合に、感染が起こる可能性を示唆する研究結果はありません。

CDCの推奨する遊離塩素レベルであれば、H5N1型高病原性鳥インフルエンザを不活化させるのに有効であることが最近の研究で示されています。

H1N1型インフルエンザウイルスのような他のインフルエンザも、これらの塩素濃度で不活化されると思われます。

茨城県HPより

●水泳プールの管理

細菌と塩素濃度関係(15~30秒間で病原菌を殺すのに必要な塩素濃度)

0.10 mg/Lで死滅	チフス菌 赤痢菌 淋菌 コレラ菌 ブドウ球菌
0.15 mg/Lで死滅	ジフテリア菌 脳脊髄膜炎菌
0.20 mg/Lで死滅	肺炎双球菌
0.25 mg/Lで死滅	大腸菌 溶血性連鎖球菌

プールの事故例

相馬市 小学校1年生水死で校長ら書類送検 業務上過失致死、福島県警
2007年8月、福島県相馬市立桜ヶ丘小学校で同小学校1年生のA君が遊泳中に水死。2007年12月、相馬市が安全管理の不備を認めて損害賠償として、4,910万円を支払う。

都立某高校1年生の飛び込み事故で両親が1億円の損害賠償訴訟
1999年6月、水泳授業中にプールに飛び込んだ際、プールの底に頭を打って死亡。2003年7月、都に対して生徒に対し飛び込みの際の安全説明が不十分との理由で4,400万円の賠償命令。

排水口(ろ過循環取水口)に吸込まれ死亡事故で両親が学校側を提訴
1994年8月5日、鹿児島県金峰町布施小学校プールで遊泳中、排水口周りで遊んでいた小学校5年生の男子が膝を吸込まれ救助されるもその後死亡。
1998年2月20日、排水口の蓋をボルトなどで固定せずに放置した学校側の設置・管理の瑕疵とし、監視をしていた母親の責任を過失相殺し4割を負わせ、医療費1万円弱、葬儀費用120万円、逸失利益3,426万円、慰謝料1,800万円(合計5,347万円)の判決。

使用期間前点検票

プール施設設備の使用期間前点検表

学校(園)名			
点検者		点検日	年 月 日～ 年 月 日

点検項目	点検内容	点検結果
プール本体	利用者に危害を及ぼすような危険箇所・破損箇所はないか	適・否
排(環)水口	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか	適・否
	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠損はないか	適・否
プールサイド	利用者に危害を及ぼすような危険箇所・破損箇所はないか	適・否
フェンス・壁など	利用者に危害を及ぼすような危険箇所・破損箇所はないか	適・否
シャワー	整備されているか	適・否
洗面・洗眼	整備されているか	適・否
腰洗い槽	整備されているか(水漏れはないか)	適・否
更衣室	整備されているか	適・否
ろ過機	正常に作動するか	適・否
滅菌機	正常に作動するか	適・否
薬品	薬品の保管場所は適当か	適・否
水質管理	残留塩素測定器は準備されているか	適・否
	PH測定器は準備されているか	適・否
	薬品の投入量や取扱いについて管理日誌等に明記されているか	適・否
救命救急器具	浮き輪等の救命具がプールサイドに備えてあるか	適・否
緊急対応	緊急時の連絡体制が整備されているか	適・否
日常点検表	管理日誌(日常点検表)が備えてあるか	適・否
指導者への研修	滅菌機の操作方法や薬品投入についての研修を実施したか	適・否
	緊急時の対応についての研修を実施したか	適・否

日常点検票

プール日常点検表

月 日 ()

	天気	気温	水温
午前		℃	℃
午後		℃	℃

■入場者の記録

時刻	使用学級(年・組)	入泳人員(人)	概要(見学者)	担当
:				
:				
:				
:				
:				
:				

■日常点検の記録(プール使用前に計測 1時間に1回以上実施)

時刻	プール <small>※0.4mg/L以上 (1.0mg/L以下が望ましい)</small>		消毒槽 <small>※50～100mg/L</small>	
	プール消毒剤投入量	遊離残留塩素	プール消毒剤投入量	遊離残留塩素
:		(mg/L)		(mg/L)
:		(mg/L)		(mg/L)
:		(mg/L)		(mg/L)
:		(mg/L)		(mg/L)
:		(mg/L)		(mg/L)
:		(mg/L)		(mg/L)

■プール使用前の日常点検

PH	5.8以上8.6以下であること(プール使用前に1回測定)	
透明度	水中で3m離れた位置からプール壁面が明確に見える程度に保たれていること	良・否
排(環)水口	蓋や吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか	良・否
	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジは腐食、変形及び欠損がないか	良・否
プール施設・設備	水中に危険なものがないか。足洗い、シャワー等の施設・設備に破損や故障はないか。プールサイドやフェンス等に利用者に危害を及ぼすような異物等がないか。	良・否
腰洗い槽排水	腰洗い槽の残留塩素濃度の減少を確認してから排水を行っているか	良・否
	腰洗い槽のバルブから水漏れがないか	良・否

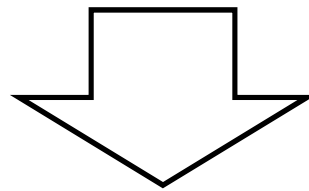
※異常が発見された場合は、直ちに対応する。

検印	体育主任	養護教諭	保健主事	学校薬剤師	学校長

「学校環境衛生基準」解説

水泳プール

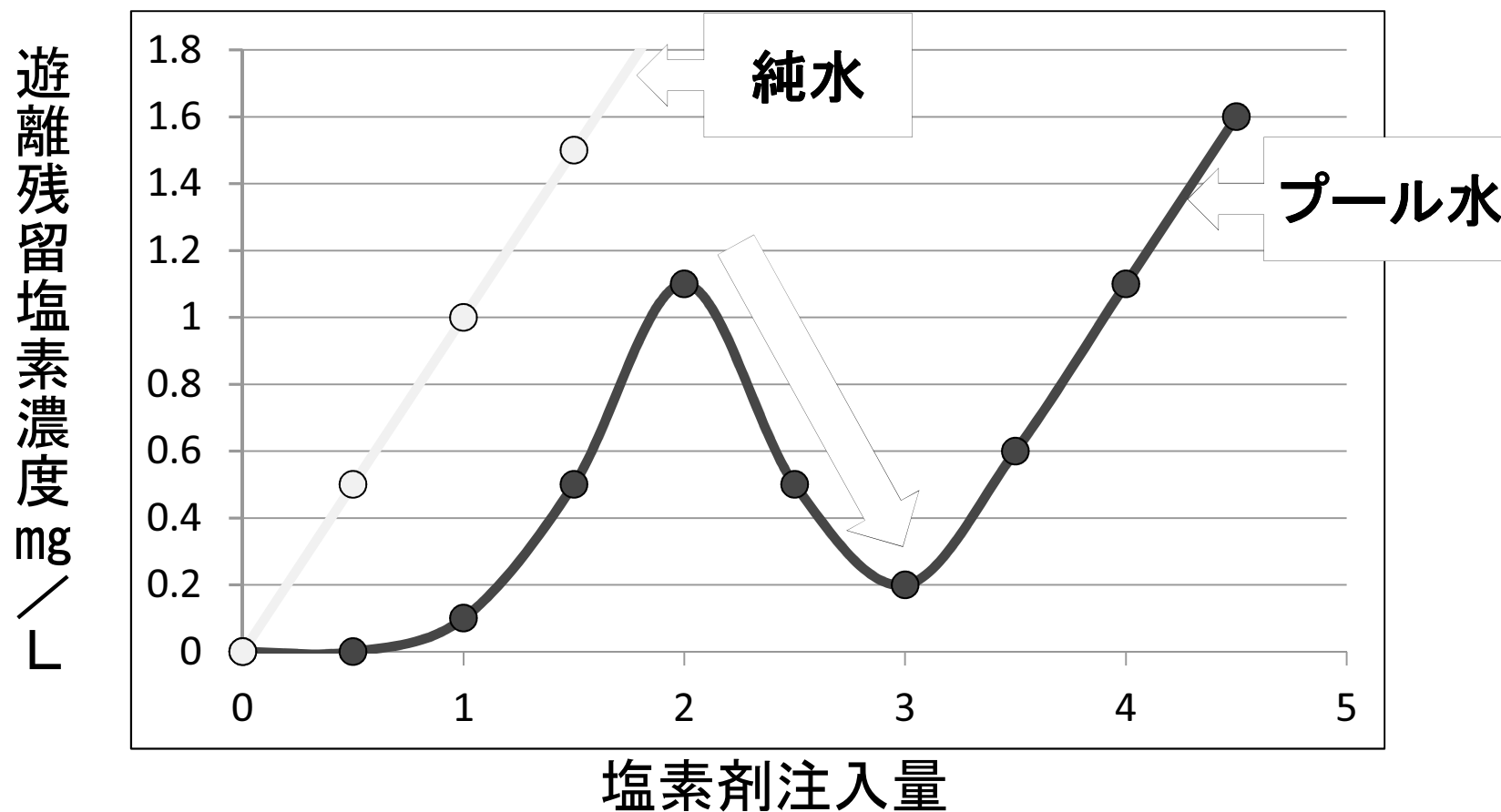
学校のプールは、多人数で利用することから児童生徒の適切な健康管理とともに、施設・設備が正常に機能し、プール水の衛生的な環境が保持出来るように水質管理の徹底を図り、施設・設備も安全であることが、必要である。



プールの水質が適正に管理されていないならば、プール熱や、はやり目等の水系感染症により大量の患者の発生を来たすおそれがある。

水質基準

遊離残留塩素濃度について



塩素剤の種類

- 次亜塩素酸ナトリウム

次亜塩素酸は NaOCl の水溶液。濃厚なままの液体は次亜塩素酸ナトリウムと水酸化ナトリウムを含むため、皮膚に対して強い腐食性がある。手につくと容器が滑りやすくなるので、取り扱いには注意が必要。手などについた場合は、速やかに大量の水で洗う。

- 次亜塩素酸カルシウム

次亜塩素酸カルシウムを主成分とする白色、固体の塩素剤。別名はさらし粉。

- 塩素化イソシアヌル酸

イソシアヌル酸という化学的に安定な化合物に塩素を作用させて製造したもので、白色、固体の塩素剤。塩素の含有量によって3種類がある。トリクロロとジクロロではトリクロロが溶けにくい。

塩素剤の保管の悪い例



簡単な実験・・・

塩素化イソシアヌル酸 + 炭酸ナトリウム
→どうなります？

やってみましょう！！

サンポール(塩酸)

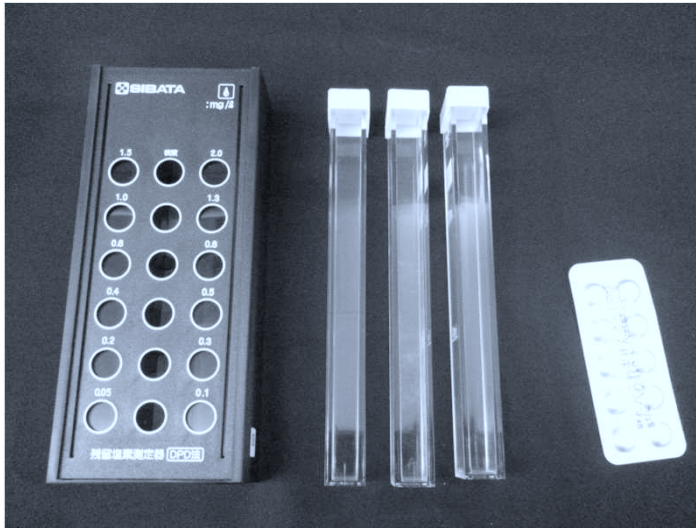
+ハイター(次亜塩素酸ナトリウム)

→混ぜたら危険！

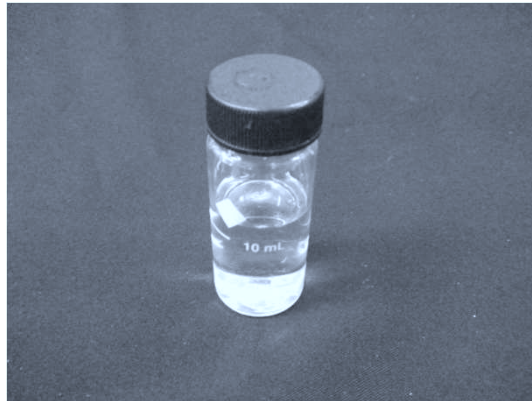
トリクロロイソシアヌル酸



公定法DPD法



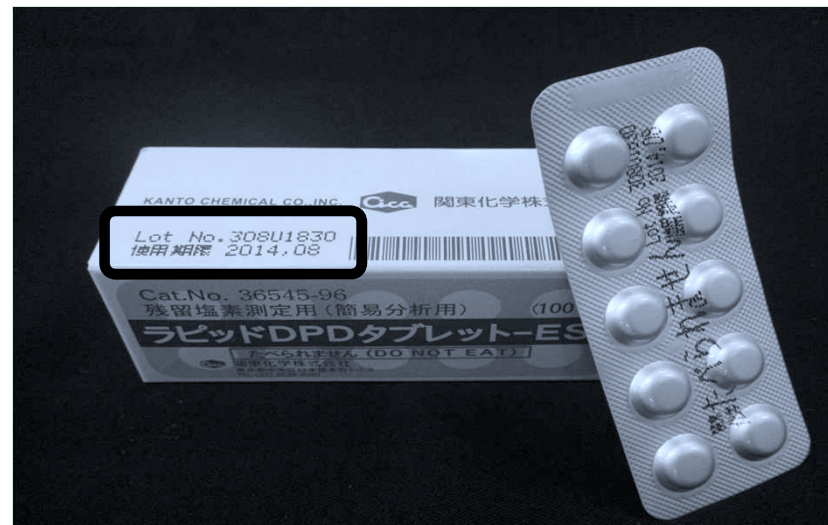
DPD試薬



20分後



ジエチル-p-フェニレンジアミン(DPD)試薬



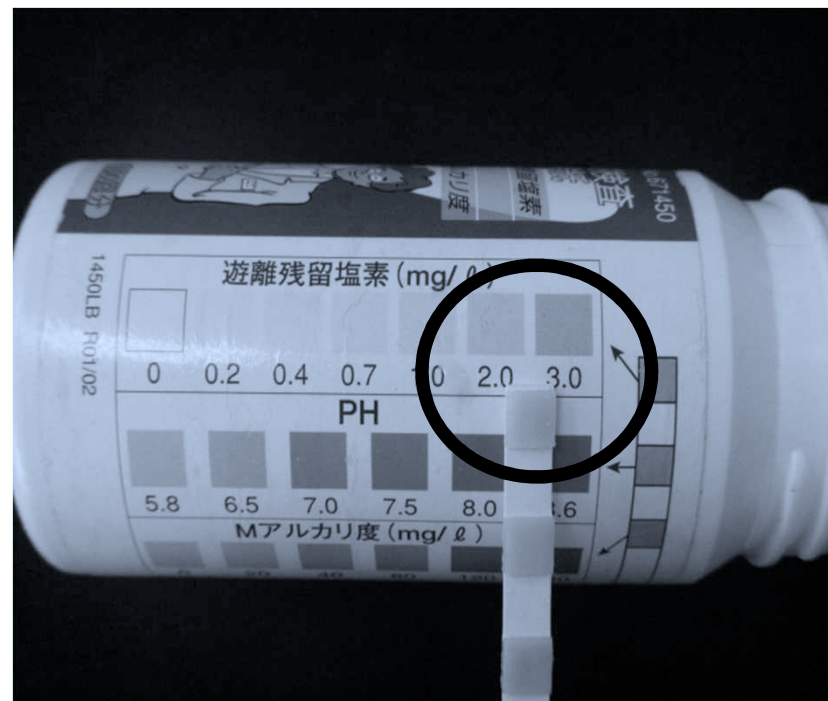
簡易測定法



公定法と簡易測定法

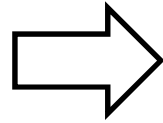


公定法

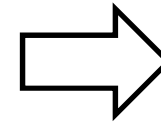


簡易測定法

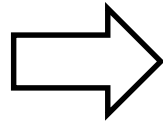
公定法と簡易測定法のランニングコスト



3,300円/100回



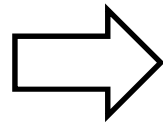
33円/回



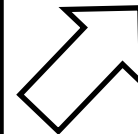
1,580円/200回



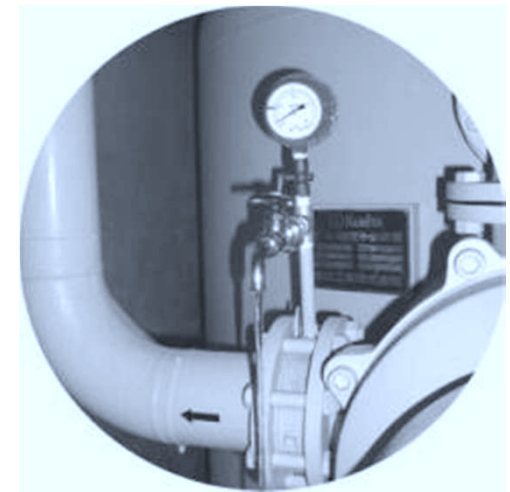
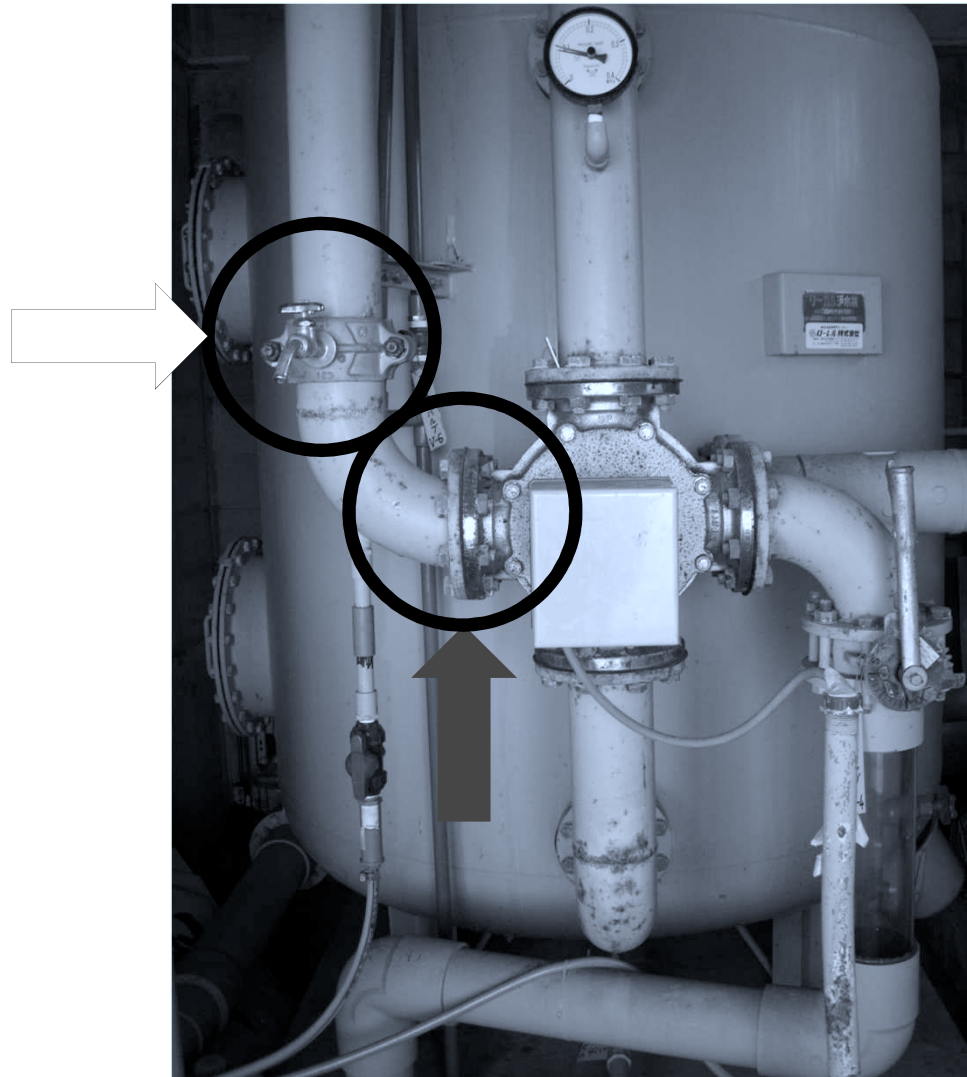
29円/回



2,100円/100回




浄化施設・設備



浄化施設・設備

ターン 数 (回)	1	2	3	4	5	6
除去率 (%)	65.0	87.8	95.7	98.5	99.5	99.8



1日当たりのターン数と除去率の関係

浄化施設・設備



プールのトラブル

1. 残留塩素が基準の濃度に上がらない
(汚れで塩素要求量が多い)
2. 遊離塩素が少なく結合塩素が多い
(アンモニアなどが多い)
3. 消毒効果が不十分(殺菌力が弱い)
4. 目が痛くなったり、不快な臭気がして吐気を催す。
(NHCl_2 、 NCl_3 が多い)
5. プールの底や壁面がヌルヌルする(藻の発生)
6. 糞尿による汚染

● 排水の管理

学校の排水においては、学校環境はもちろん、
学校周辺の環境の衛生的な確保のため、
適切な管理を行う必要がある。

●学校の清潔

清潔には感覚的なきれいさと、病原微生物や有害化学物質に汚染していない、きれいさの2つが考えられる。

●机、いすの整備

学校で使用されている机、いすには普通教室の他に理科室、図工室、音楽室、図書室で使用されているが、すべての児童生徒に適合するよう、

整備されることが、理想であるが、容易なことではなく、普通教室に限って、基準を定め、管理する必要がある。

●黒板の管理

黒板は最も古くからある、メディアの一つであり、授業の中で教師と児童生徒の重要なツールである。

教師にとって書き易く、児童生徒には書かれた文字、

図形がくっきりと光らずに見えて、目を疲れさせず、不快感を与えないという事が、大切である。

●水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場の管理

学校では水分補給のための水飲み、虫歯の予防、インフルエンザ等の予防のためのうがい、及び食事前後の手洗いの給水設備であり、設備自体に故障がなく、しかも清潔に維持することが必要である。

●便所の管理

検査回数：毎学年1回定期に行う。

検査事項：

- ・清潔、採光・照明、換気の状態
- ・ハエ、臭気の有無
- ・専用手洗い施設・消毒設備の有無等
- ・専用清掃用具の有無等
- ・施設・設備の故障の有無等

検査方法：

便所及び附属施設・設備、周囲について、清潔、採光・照明、換気の状態、ハエ、臭気の有無、専用手洗い施設・消毒設備の有無、専用清掃用具の有無、施設・設備の故障の有無等、衛生状態について調べる。

●ごみの処理

検査回数：毎学年1回定期に行う。

検査事項：ごみの区分等

ごみ容器等の材質・構造・形式

ごみの保管と処理方法

ごみの処理回数

ごみ容器等の配置・清潔

ごみ容器等のネズミ、衛生害虫等の状況

減量、再利用、再資源化の状況




●ネズミ、衛生害虫等

検査回数：毎学年2回定期に行う。

検査事項：検査は、ネズミ、衛生害虫等の生息、活動の有無及びその程度等について行う。

保健学習の実際と
学校に必要な医薬品の基礎知識

薬事法における定義

<p>医薬品</p> 	<p>病気(疾病)の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされているもの。</p>
<p>医薬部外品</p> 	<p>積極的に治療に用いられるものではなく、吐き気等の不快感、あせも、ただれ等の防止を目的として使用されるもの。また、口臭、体臭、脱毛の防止、育毛、除毛等の美容目的に使用されるもの。人体に対する作用が緩和なもの。</p>
<p>化粧品</p> 	<p>人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために使用されることが目的とされているもの。人体に対する作用が緩和なもの。</p>

医薬品と医薬部外品の違い

医薬品

配合されている有効成分の効果が認められており、病気の治療や予防に使われるクスリを指します。



医薬部外品

効果・効能が認められた成分は配合されているが、
病気やケガなどを治すものではなく、
予防に重点を置かれたもので効果が期待できるというもの。



医薬部外品と化粧品の違い

ある程度、効能をうたってもOK!



医薬部外品のクリーム

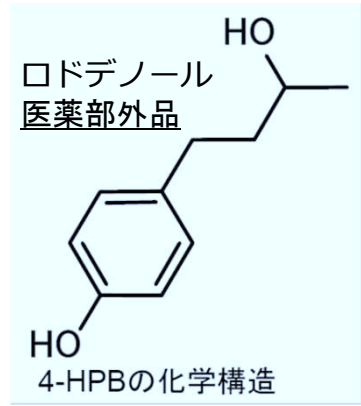


化粧品のクリーム

うたえる効能が医薬部外品よりも少ない

どちらも劇的な効能をうたってはけません!

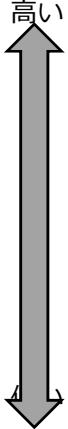
有効性の高さ
「医薬品」 > 「医薬部外品」 > 「化粧品」



医療用医薬品と一般用医薬品の違い

医薬品	医療用医薬品	原則として医師・歯科医師の診断に基づく処方せんが必要で、薬局において薬剤師から購入可能。
	一般用医薬品 (OTC)	原則として「薬局」や「薬店・ドラッグストア」において薬剤師等の薬の専門家の助言を得て、自らの判断で購入可能。

一般用医薬品の分類

リスク	一般医薬品の分類	販売できる人	販売に際しての情報提供
高い 	第一類医薬品	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、書面による情報提供「使用上の注意」等について義務 ○対面販売 ○第1類医薬品 の表示が必要
	第二類医薬品	薬剤師又は 登録販売者	<ul style="list-style-type: none"> ○書面による情報提供「使用上の注意」等について努力義務 ○第2類医薬品 の表示が必要 ○指定第二類医薬品では、第2類医薬品 又は 第②類医薬品 の表示が必要
	第三類医薬品		<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供の義務又は努力義務に関する規定がない

学校での医薬品取扱いに関する対応

一般用医薬品の取扱いに関する対応

ポイント

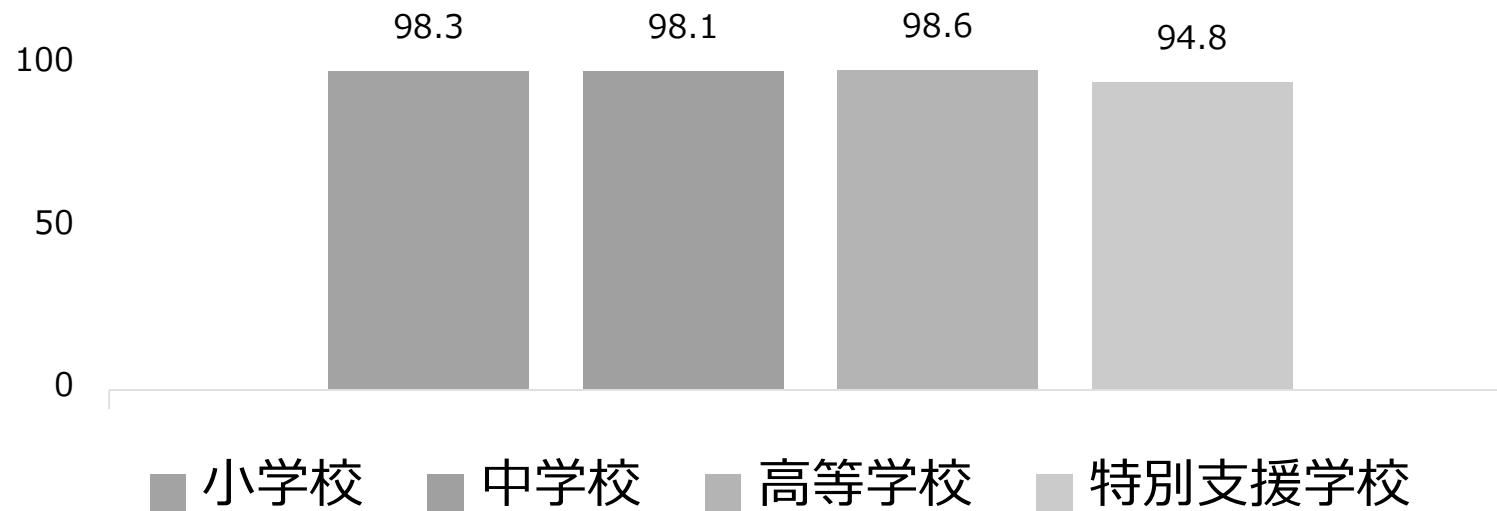
- 学校での一般用医薬品の管理に関する責任者は
校長先生であること。
- 一般用医薬品の取扱いについては、教職員の
共通理解を図ること。

一般用医薬品の管理について

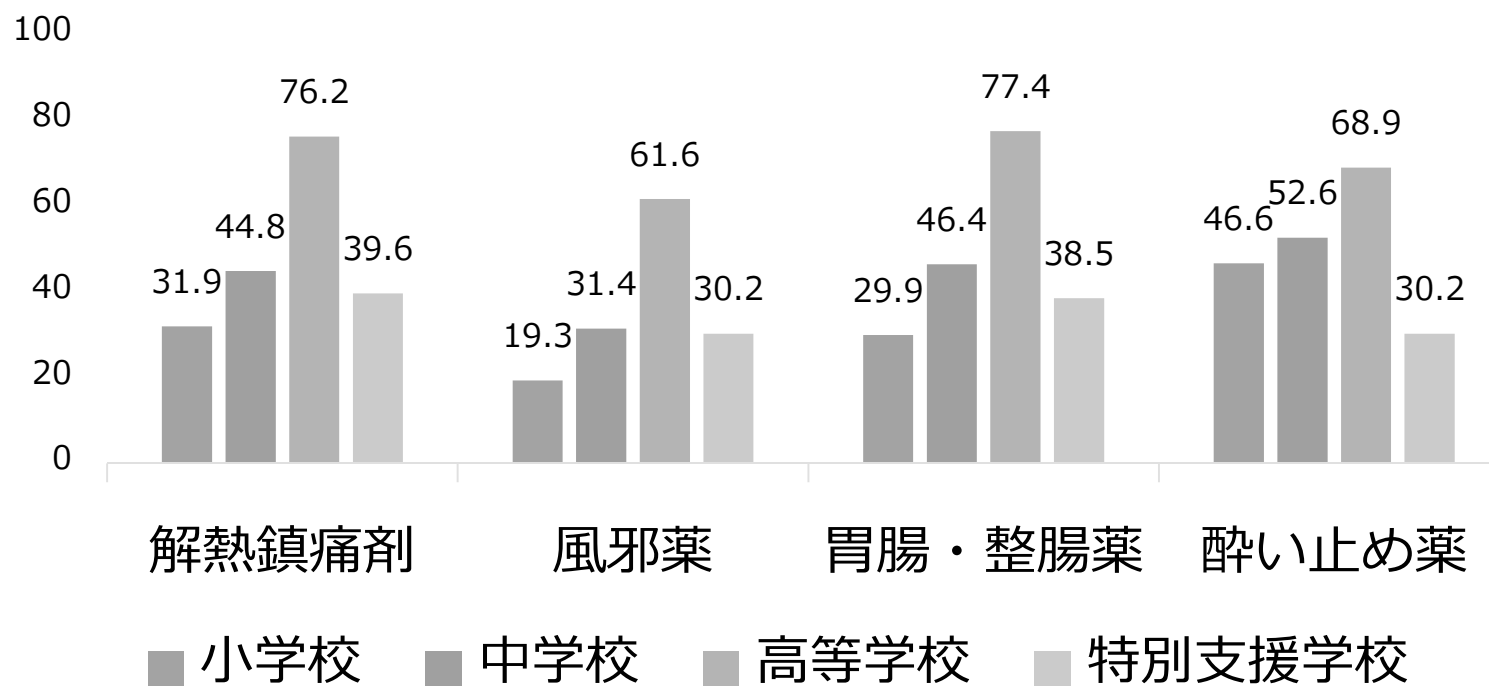
一般用医薬品の保管や使用状況などについては、
養護教諭が一般用医薬品管理簿に記録し、
校長先生への報告・連絡及び相談に努めてくださ
い。

児童生徒用の一般用

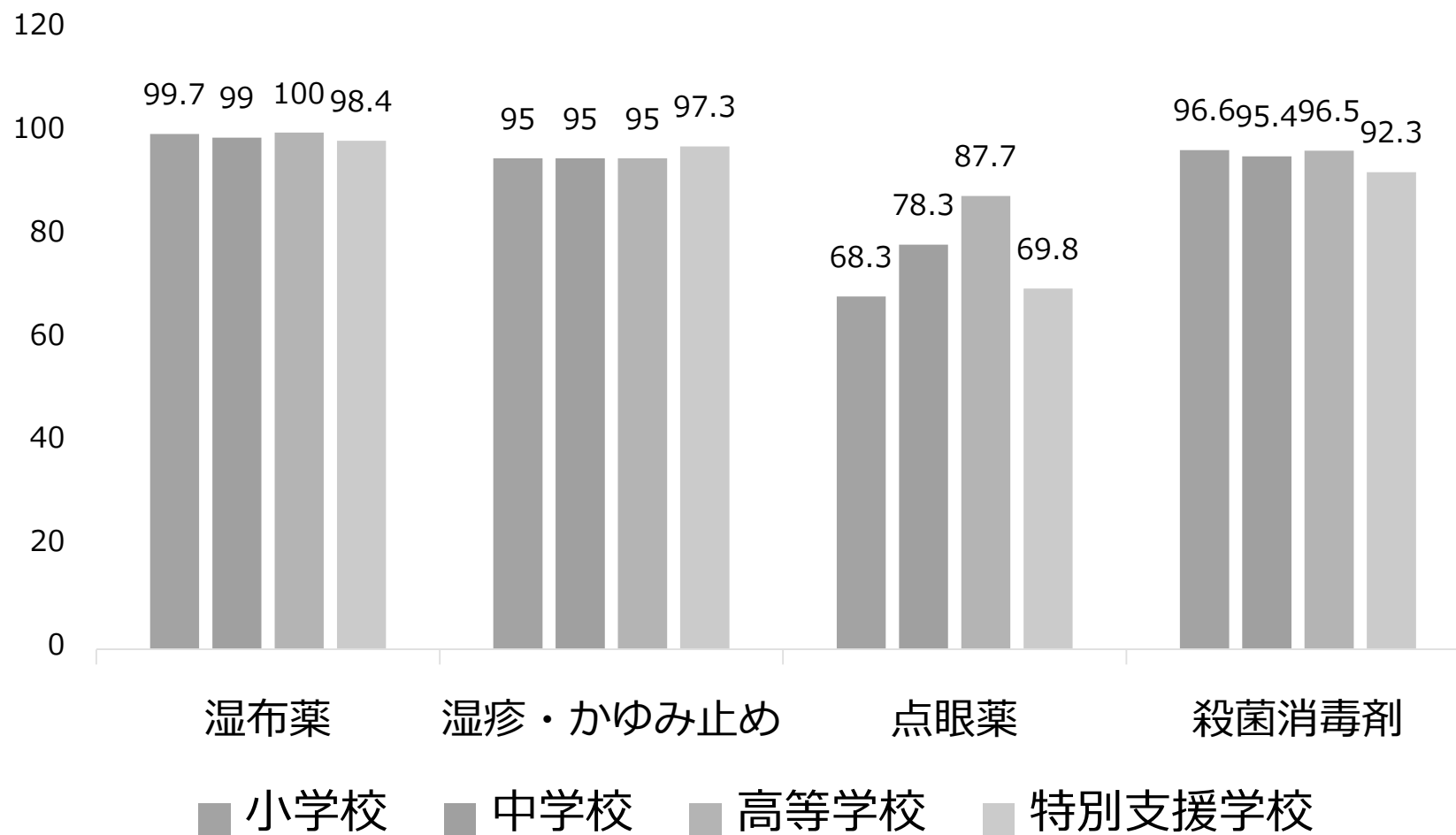
医薬品を置いている学校…



内服薬を置いている学校の割合



内服薬以外を置いている学校の割合



一般用医薬品について

Q 1 学校に一般用医薬品を置いてもよいですか。

A 1 一般用医薬品を学校に置くことについて、規制している法律はありません。

軽微な切り傷、すり傷、やけどなどについて、救急処置に用いる消毒薬などの常備は可能。

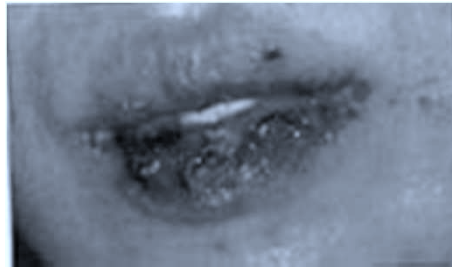
また、それ以外の一般用医薬品を置くことについては、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の指導・助言を得、学校関係者の共通理解を図る。

一般用医薬品管理簿

医薬品名	〇〇液			効能 および 使用上の 注意	外用消毒			
メーカー名	〇〇製薬							
規格・容量	250ml							
No.	購入年月日	使用期限	開封年月日	点検日および現在量			備考 (廃棄方法等)	
1	H25・4・3	H26・4・	H25・4・25	点検日	H25・5・15	H25・6・2	H25・7・11	容器洗浄後 一般不燃ごみ
				現在量	145	75	0	
2	点検日	
				現在量				
3	点検日	
				現在量				
4	点検日	
				現在量				
5	点検日	
				現在量				

一般用医薬品管理簿

スティーブンス・ジョンソン症候群



SJSなどの重い皮膚障害が2001～2003年秋までの約2年半に1064件報告され、死亡例は106件あったことが厚生労働省のまとめで分かった。市販の風邪薬で起きることもあり、注意を呼びかけている。

高熱を伴って発疹ややけどのような水ぶくれが全身や口、目の粘膜に現れる。

学校での医薬品取扱いに関する対応

医療用医薬品の取扱いに関する対応

ポイント

- 学校において医療用医薬品を預かる場合は、保護者、児童生徒、主治医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、教育委員会等と十分話し合い、共通理解を図ること。
また、他の先生方に周知徹底し、共通の理解を得ることが、必要不可欠である。

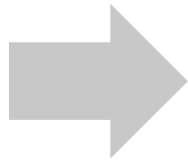
○校内における医療用医薬品
管理の預かり方針
○教職員の共通理解



学校で預かる条件整備ができている場合



保護者との面談



携 ○保護者、主治医との連
○教職員の共通理解



定期的な内容の確認

条件整備が出来
ていない場合



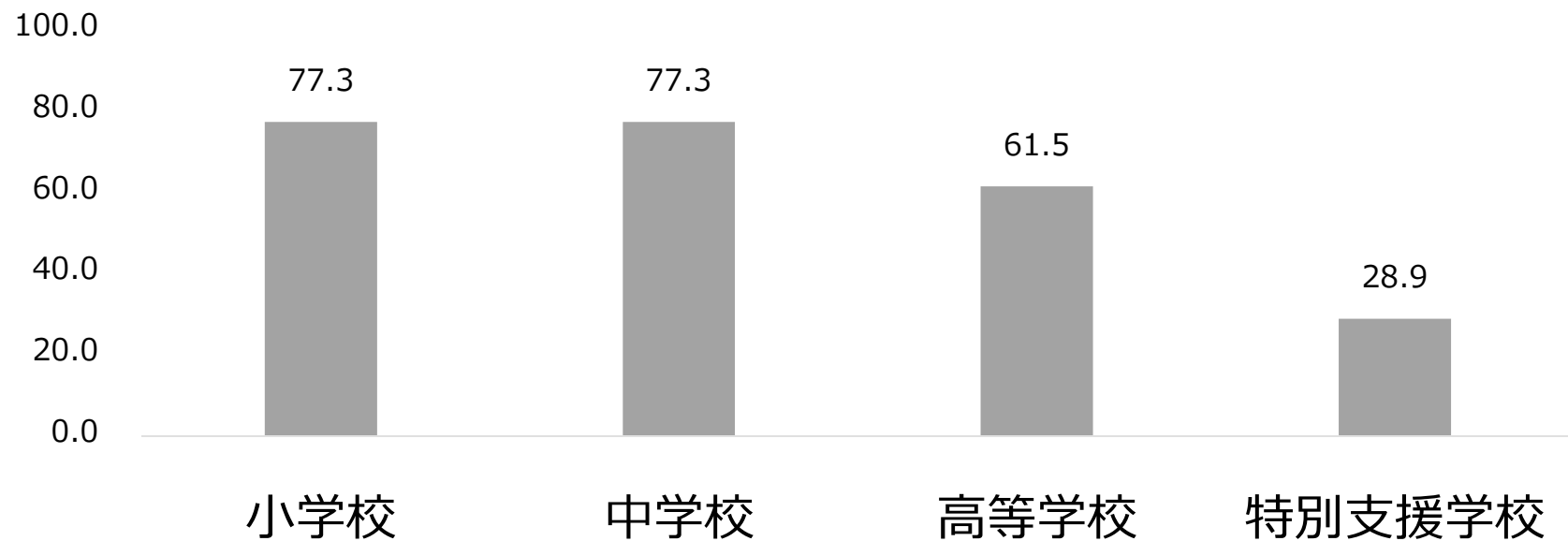
次のスライド

学校における医療用
医薬品の預かりと管
理のながれ

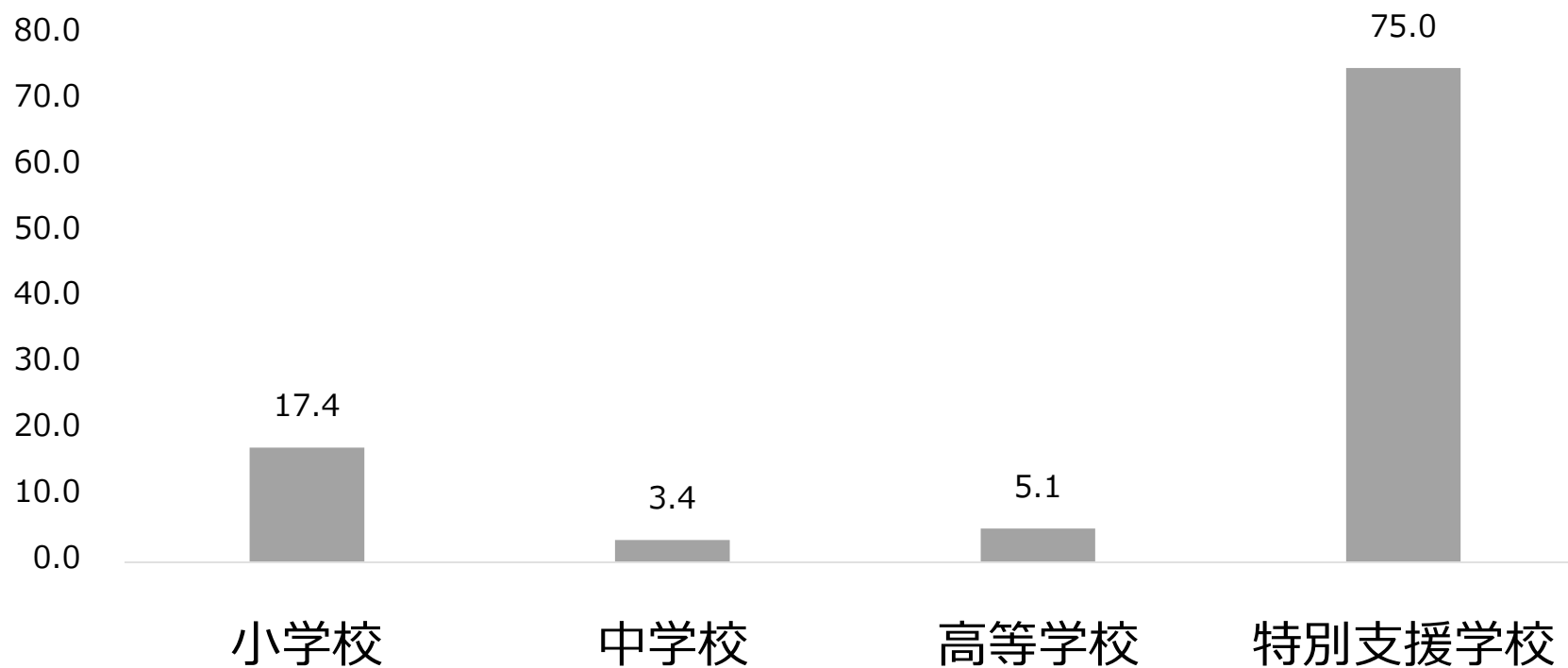
預かり
決定

依頼書
※診断書(指示書)

医療用医薬品の預かりに関して保護者との面談状況



保護者からの依頼書の提出状況



医療用医薬品預かり書（依頼書）

〇〇市立〇〇小学校

(フリガナ) 児童生徒氏名		性別	男 ・ 女		
学年・組	年 組 担任()	生年月日	年 月 日		
診断名					
主な症状等					
学校生活での注意事項					
緊急時の対応についての注意事項					
医薬品 につ いて	現在使用している医薬品名				
	使用に当たっての注意事項				
	保管についての注意事項 定期的な点検または交換時期()				
薬物アレルギーの有無		有 ・ 無	どのような医薬品ですか?()		
医 療 機 関 情 報	医療機関名				
	住 所				
	電話番号 () -				
	主治医名		科 先生(直通電話)		
		科 先生(直通電話)			
緊急時連絡先 (優先順に記入してください)		優先連絡順	氏名	続柄	連絡先(電話番号)
		①			() -
		②			() -
		③			() -
その他の連絡事項					
<p>学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、 本表に記載された内容を教職員で共有することに同意しますか。</p> <p>同意する 同意しない</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 印</p>					

預かり書（依頼書）

校長先生のほか、関係する教職員が同席し、保護者との面談を行ない、十分な打合せをした後、医療用医薬品の預かりが決定したら、保護者に対して依頼書を渡し提出をお願いします。

医療用医薬品について

Q 4 学校において教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用してもよいですか。
法律上はどのようになっているのか教えてください。

A 4 教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用する行為は、医療行為に当たるの
で行うことはできない。

ただし、児童生徒が、下記の三つの条件を満たしている場合、

- 1 患者の容態が安定していること。
- 2 医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要ではないこと
- 3 医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない場合

事前の保護者の具体的な依頼に基づき・・・依頼書

医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により授与された医薬品について、
医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上であれば、
下記の医薬品の使用の**介助が可能**である。

- ①皮膚への軟膏の塗布 ②湿布薬の貼付 ③点眼薬の点眼 ④一包化され
た内服薬の内服 ⑤肛門からの坐薬の挿入 ⑥鼻腔粘膜への薬剤噴霧

医療用医薬品について

Q 5 保護者から「薬をのませてください」と依頼された場合にどのように対応すればよいですか。

A 5 前スライドの三つの条件を満たしていない場合には医療用医薬品を服用させることができないこと(医療行為であること)を説明する。

●熱中症対策

表7-5 熱中症の分類と特徴

	(1) 熱けいれん	(2) 熱疲労	(3) 熱射病
主症状	めまい、失神、筋肉痛・ 筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き 気・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手 足の運動障害、高体温
発汗	+	+	-
体温	正常	～39℃	40℃以上
皮膚	正常	冷たい	高温
重症度*	I度	II度	III度

*重症度分類：I類（軽症）日陰で休養、水分・塩分の補給、II度（中等症）病院で輸液補給、III類（重症）救急医療施設に搬送し、入院治療を要す。



表7-6 熱中症予防のための運動指針

WBGT (°C)	運動指針・注意事項	
31以上	運動は原則中止	皮膚温度より気温のほうが高くなり、体から熱を逃がすことができない。特別の場合以外は運動を中止する。
28～31	厳重警戒	熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走などは避ける。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。運動する場合は積極的に休息をとり、水分補給を行う。
25～28	警戒	熱中症の危険が増すため、積極的に休息をとり、水分を補給する。激しい運動では30分おきぐらいに休息をとる。
21～25	注意	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意しながら、運動の合間に積極的に水分を補給する。
21以下	ほぼ安全	通常は熱中症の危険は少ないが、水分の補給が必要。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意する。

熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について:厚労省

学校薬剤師の仕事

学校環境衛生

学校保健安全法
「学校環境衛生基準」

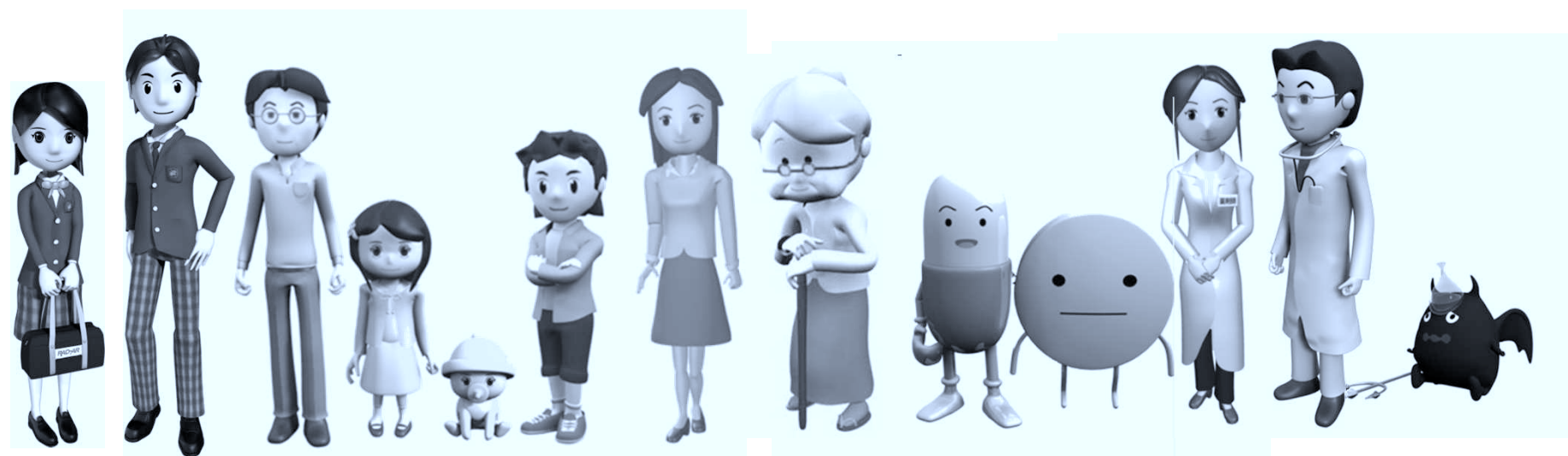
学校給食衛生

学校給食法
「学校給食衛生管理基準」

医薬品教育 薬物乱用防止教育

「学校指導要領」
中学校保健体育
高等学校保健体育

薬の正しい使い方



和歌山県立向陽高等学校

学校薬剤師 西前 多香哉

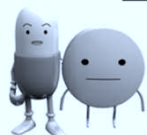
薬事法における定義

医薬品

配合されている有効成分の効果が認められており、
病気の治療や予防に使われるクスリを指す。

医薬部外品

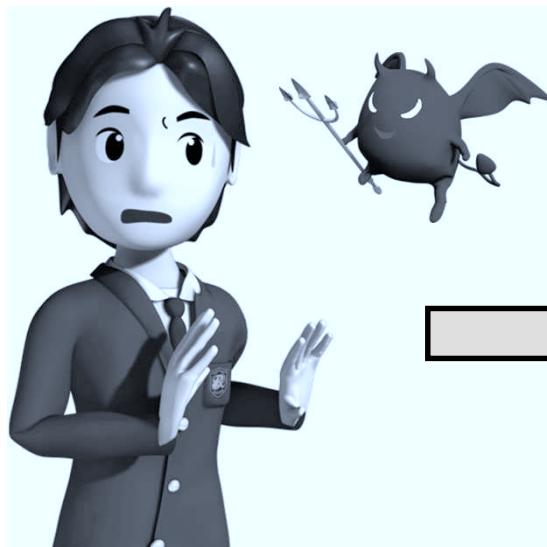
効果・効能が認められた成分は配合されているが、
病気やケガなどを治すものではなく、
予防に重点を置かれたもので効果が期待できるという範囲。



自然治癒力

病気やけがを乗り越えるために、本来人間が持っている力。病気やけがから回復する時に働きます。

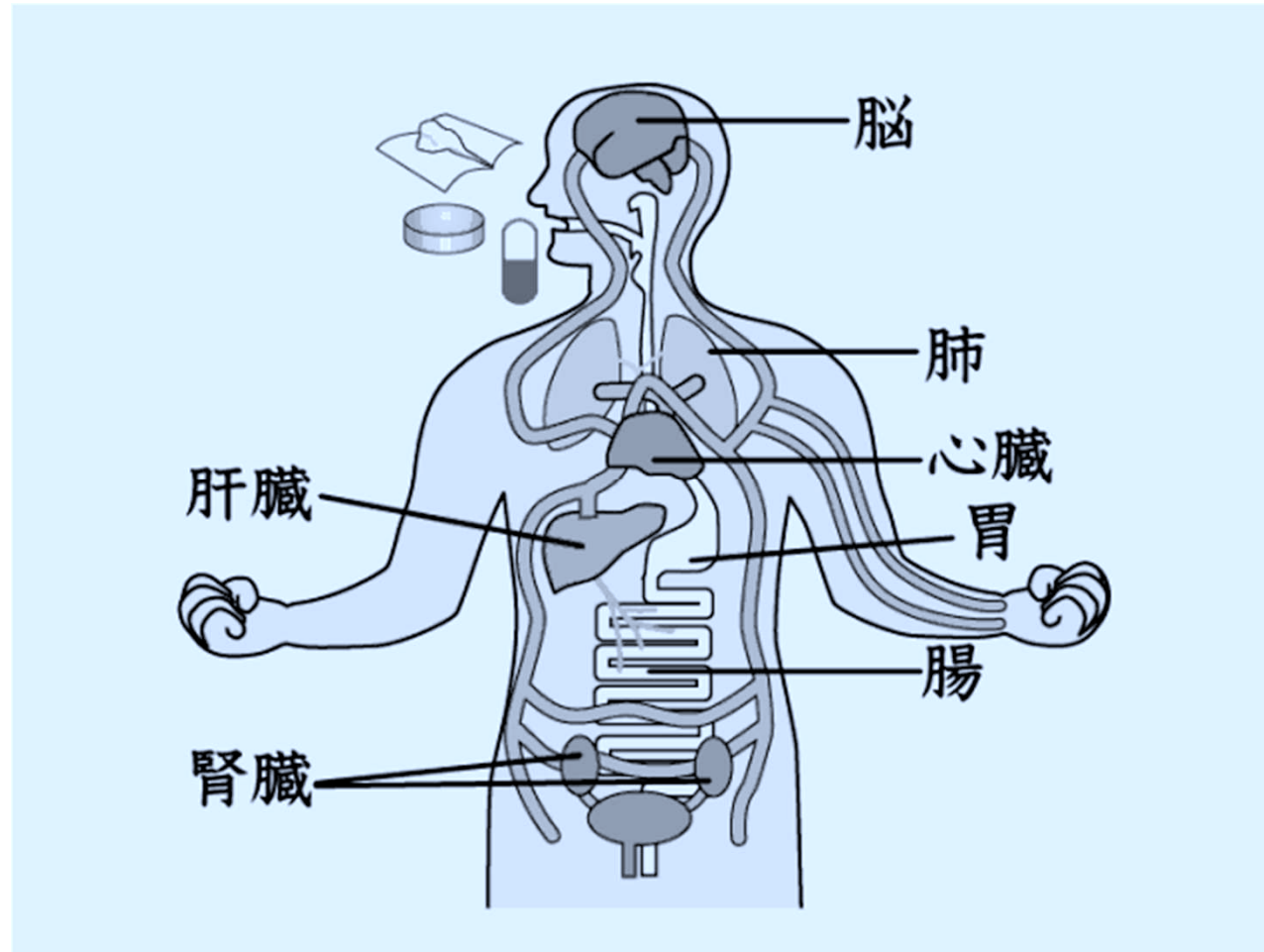
暖かくして寝ていたら良くなった！



自然治癒力って
すごい！

～薬の決まりを知るために～ 薬の旅

薬は、血液の中に入ってはじめて効果を発揮します。

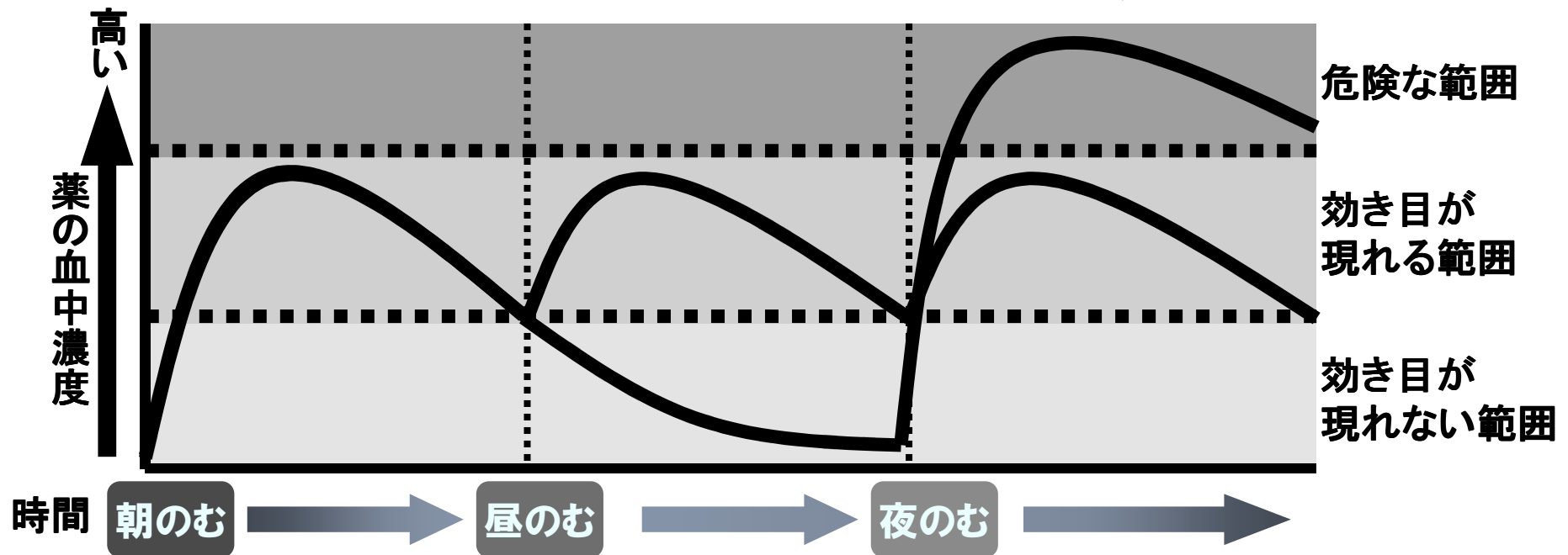


～薬の血中濃度～

薬の効き目は『体の中の薬の量』できまります。
血液にとけている薬の濃度のことを血中濃度といいます。
血中濃度によって薬の効き目の現れ方が決まります。

●1日3回のむ薬の場合

決められた量より多くのむと
危険なことがあります



「効かないからもう1錠」や「痛みが軽いから半分だけのむ」はダメ！！

すべての薬には、「主作用」と 「副作用」があります。

主作用

病気を治したり
軽くしたりする働き

熱が下
がった！



かゆみがと
れた

副作用

本来の目的以外の
好ましくない働き

解熱剤を飲
んだら胃が
痛い…



アレルギー
の薬を飲ん
だら眠い…



水

お茶

沈殿ができる

お茶と薬が反応して
沈殿ができた



この沈殿物は、小腸
で血液中に入ることが
出来ない



反応を起こさない水
でのむことで、薬の
効果が発揮される

薬は、決められた時間に正しく服用しよう

食前

食事をする前、30分から
1時間以内に服用

食後

食事が終わった後、30分
以内に服用

食間

食事と食事の間
前の食事から2時間後
＜食事の最中に服用する事ではない＞

就寝前

寝る30分から1時間前に服用

頓服

症状を一旦抑えるため、症状が出た時に服用
＜例えば＞解熱剤：熱が出た時に服用
鎮痛剤：痛みが出た時に服用



ぐすり つか かた

うがい薬の使い方



- ・まず、ブクブクうがいをしてください。
- ・その次にガラガラうがいになります。ガラガラうがいは15秒間を2回してくださいね。
- ・その後、5分はそのまま。

抗インフルエンザウイルス薬



セルフメディケーション

自分自身で健康を管理し、軽い病気やけがの症状緩和や予防のために薬局などで購入できる市販の薬などを使って、手当を行うこと。

一般医薬品の分類

OTC医薬品分類	対応する専門家	情報提供
<u>第1類医薬品</u>	薬剤師	文書での情報提供 (義務)
<u>第2類医薬品</u>	薬剤師または、 登録販売者	努力義務
<u>第3類医薬品</u>		法律上の規定無し

第1類医薬品のCM



ロキソニンS



ガスター10



リアップX5



フェイタスZ

第1類医薬品

OTC医薬品としての使用経験が少ないものや副作用、相互作用などの項目で安全性上、特に注意を要するもの。スイッチOTC薬
イブアウター・フェイタスZ・ボルタレン・ロキソニンS・リアップ

第2類医薬品

副作用、相互作用などの項目で安全性上、注意を要するもの。またこの中で、特に注意を要するものを指定第2類医薬品とする。
ザジテンAL鼻炎カプセル・パブロン鼻炎カプセルZ

第3類医薬品

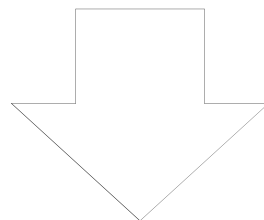
副作用、相互作用などの項目で安全性上、多少注意を要するもの。

違法ドラッグについて

～いわゆる“脱法ドラッグ”のおそろしさ～

最近多いのは・・・

「合法ハーブ」と称して販売している製品



**多くの健康被害があり、
大変危険!!**

脱法ドラッグ販売店



「脱法ハーブ」蔓延の一端に「自販機」



繁華街のど真ん中に、清涼飲料水と並んで
設置されていた(4月／仙台市・国分町)

「脱法ハーブ」のインターネット通販

The screenshot shows a web browser window displaying the website 'Golden Herb' (Golden Haru). The browser's address bar shows the URL 'http://www.punkies.com/'. The website's header includes the logo 'Golden Herb' and navigation links such as 'HOME', '会員登録', and 'ログイン'. A phone number '080-2248-2007' is prominently displayed. Below the header, a banner reads 'ご好評につき、全品送料無料サービス実施中!' (Due to high popularity, a free shipping service is implemented for all products!). The main content area features a menu with 'HERBEST' and 'AROMA & BATHSALTS' categories. A disclaimer states that the site complies with laws and does not sell restricted substances. A central banner promotes 'エジプトチックな世界へあなたをご招待します!' (Inviting you to an Egyptian-style world!). Below this, there are sections for '人気合法ハーブ アロマリキッド お薦めPICK UPランキング' (Popular legal herb aroma liquid recommended PICK UP ranking) and 'WHAT'S NEWS' (News) with an RSS feed link. The right side of the page has a vertical banner that says 'BARGAIN BARGAIN BARGAIN' and '大人買いが超お得!! 業界最安値に挑戦中!!' (Big purchases are super cheap!! Challenging industry lowest prices!!). The browser's taskbar at the bottom shows the date as 2013/07/18 and the time as 23:46.

「合法ハーブ」と呼ばれる製品

- 液体のもの
- 植物片のもの
- 粉末のもの

脱法ドラッグの現況

「お香」「ハーブ」などとして販売
(大麻類似成分など)



「ビデオクリーナー」などとして販売
(幻覚剤類似成分など)



「植物肥料」などとして販売
(覚せい剤類似成分など)



特徴：用途・使用方法を偽装!!

最近よく販売されている形態



ハーブ



アロマリキッド



フレグランスパウダー

脱法ドラッグの使用による健康被害状況

- 全国

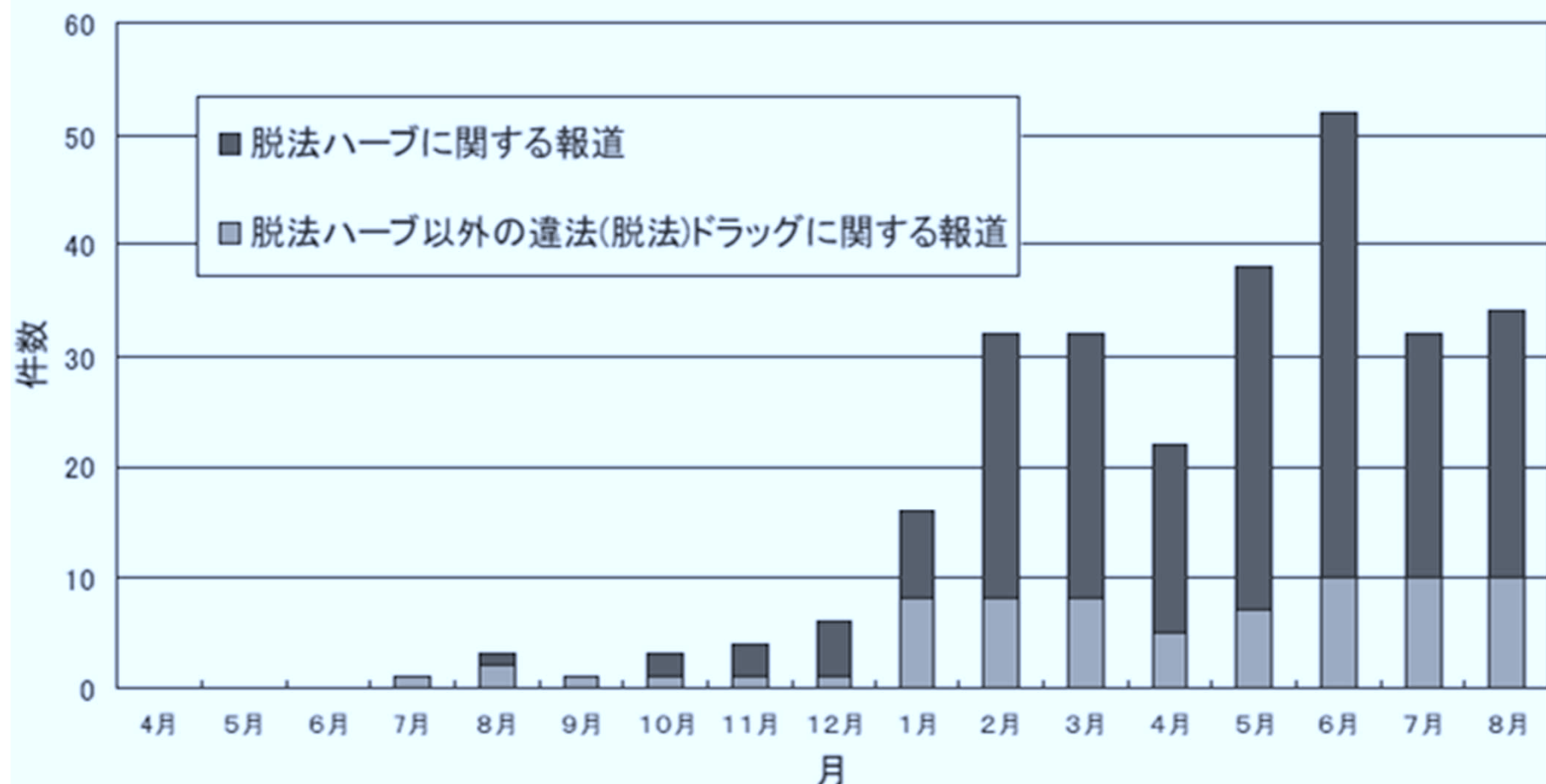
8 2 9 例 (厚生労働省調べ 平成 2 4 年度)

- 和歌山県

平成 2 3 年度 : 8 例

平成 2 4 年度 : 1 1 例 (和歌山県警察本部調べ)

平成23年度・24年度 違法(脱法)ドラッグに関する報道の推移



- ・脱法ドラッグが社会問題化したのは23年7月以降
- ・脱法ハーブ関係の報道は10月以降に激増
- ・急激に社会問題化が進んでいる

脱法ドラッグ販売店の状況

〈和歌山県〉

脱法ドラッグ販売店舗数：2店舗（平成25年6月現在）

うち 脱法ハーブ専門店：1店舗

※脱法ハーブ専門店は他に2店舗あったが、

そのうち1店舗は薬事法違反で摘発を受け平成24年9月閉店

残る1店舗も立入調査、指導により平成25年2月に閉店

〈全 国〉

脱法ドラッグ販売店舗数（ネット販売含む）：

269店舗平成25年3月末現在）（厚生労働省調べ）

お香(合法ハーブ) インセンス和歌山店＝県届出済み店舗＝

和歌山県和歌山市吉田に新しく開店したお香(巷で合法ハーブと称呼されている)専門店舗の紹介ブログです。

2013年05月13日

合法ハーブ店舗新規オープン!!

和歌山市吉田に新たにお香ハーブ(巷では合法ハーブや脱法ハーブと呼ばれています)専門店舗が県条例に沿って届出を出して、堂々とオープンしました。詳しくは下記情報をチェックしてください

- 店舗:合法ハーブ店舗『インセンス』
- 時間:P.M.15:00～A.M.0:00
- 休日:日曜日
- 場所:和歌山市吉田677 ルーセント吉田 505号



(地図をクリックすると拡大します)

- 電話:080-5335-3496
- アクセス:JR和歌山駅より徒歩で約5分です

最新記事

インセンス和歌山ブログの目次
知事監視製品の制定 2
合法ハーブ店舗の看板!!
合法ハーブ店舗新規オープン!!
合法ハーブに関する和歌山県条例
知事監視製品の制定 1
合法ハーブに関する業事法
検索エンジンの集
ランキング集

カテゴリ

合法ハーブ店舗紹介 (3)
脱法ハーブに関する県条例 (3)
脱法ハーブに関する業事法 (1)
相互リンク集 (2)

タグクラウド

お香 インセンス ランキング

合法ハーブ 合法ハーブ

吉田 和歌山 和歌山県条例 店舗
最新 検索エンジン 目次 相互リンク
県条例 県知事 知事指定 知事監視
監視製品 脱法ハーブ 脱法ハーブ業事
法 規制 インセンス

ブログ検索

QRコード



店内の掲示

・当店は雑貨屋です
・全ての商品は法律を遵守しております
・ハーブ・ハーブパウダーはお香・ホップとして
販売しております
・人体への直接摂取目的の販売は固くお断りして
・未成年者のご購入は固くお断りしております

当店は人体摂取目的の販売は固くお断りさせていただいております

●商品ご購入にあたり、必ずお読み下さい●
*当店の商品は香りを楽しむものであって、人体摂取目的の商品ではありません!!
*当店スタッフの判断により、販売をお断りさせていただく事が御座います。御了承下さい。
*人体摂取目的、又はそれを連想させる様なお客様への販売は固くお断りさせていただきます。
*ご購入後の事故、(アレルギー等)



脱法ハーブ

違法ドラッグ＝脱法ドラッグ

- **法の規制の間をすり抜けた薬物**
- **麻薬や覚せい剤と同様な多幸感や快感**
- **若者を中心に乱用が広がっています**
- **錠剤、粉末、液体、カプセルのさまざまな形**

違法ドラッグの乱用意識

- **容器のデザインがファッション感覚**
→安易に乱用開始
- **使用方法が経口や鼻くう吸引**
→注射に比べ罪悪感が薄い
- **合法などと信用させ人に勧めたり誘う**

違法ドラッグ（脱法ドラッグ）

規制

- ・平成19年4月から32種類が指定薬物として薬事法で規制、現在98物質を規制

問題点

- ・成分が類似した新種が次々に流通
- ・規制してもイタチごっこの状態

薬事法指定薬物の規制の問題点

指定薬物に指定されるまで

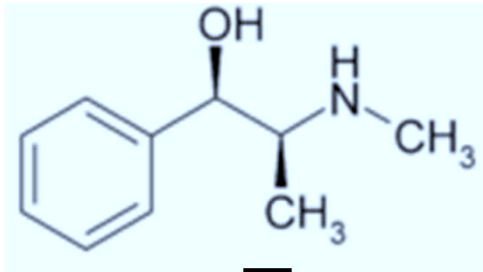
- 流通（国内未流通含む）
 - 乱用実態の把握
 - 麻薬等類似成分確定
 - 保健衛生上の危害発生のおそれの確定
 - 審議会開催
- 指定薬物指定

1年以上
かかる

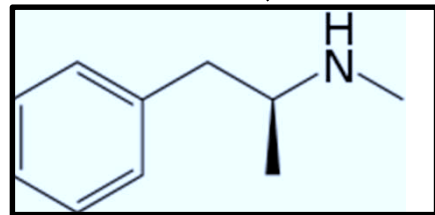
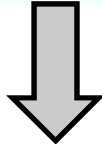
合法と称し、脱法ドラッグ販売!!

新たな類似成分含有し

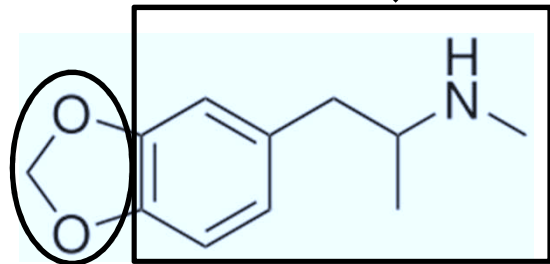
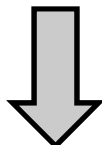
新たな脱法ドラッグ販売!!



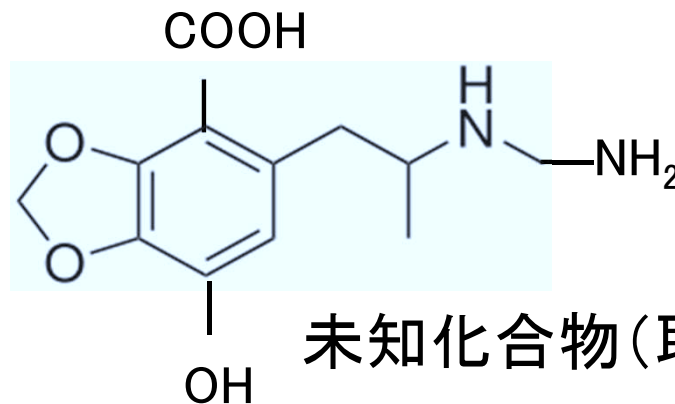
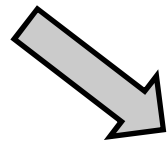
エフェドリン(気管支拡張剤)



覚せい剤(メタンフェタミン)



MDMA(メチレンジオキシメタンフェタミン)



未知化合物(取締対象外)

どのようなものが含まれているのか

麻薬 . . . 麻薬及び向精神薬取締法で規制

指定薬物 . . . 薬事法で規制

その他 . . . 覚せい剤、大麻

またこれらに近い成分が含まれている

読売 H24.5.8
13-39

商店街暴走 容疑者を逮捕

ひたすら逃げた

大阪市西、福島区で6日午前、パトカーの追跡を振り切った乗用車が商店街を暴走し、ひき逃げや当り、主婦(78)に重傷を負わせ逃げたとして、同市平野区瓜破東、塗装工の小泉容疑者を逮捕した。

容疑者(22)を道交法違反(ひき逃げ)と自動車運転過失傷害容疑で逮捕した。調べに対し、小泉容疑者は「合法ハーブを吸っていて、普通の精神状況ではなかった」と供述しており、同署は、幻覚作用のある薬物が混ざられた「脱法ハーブ」を使っていた可能性も

あるとみて調べた。発表では、小泉容疑者は6日午前10時20分頃、車両通行禁止の福島区吉野の野田新橋筋商店街にレンタカーで進入。主婦の右足へのぶつけを冒折する重傷を負わせ逃げた疑い。小泉容疑者は、逮捕容疑について「記憶がない」と供述しているが、「レンタカーを運転し、当て逃げた」と認めている。同署は「合法ハーブの影響で、誰かに迫られ、捕まったら大変なものになるといふ気持で逃げた」と説明しており、同署は薬付けを録音なども、他の事件についても追及する。小泉容疑者から犯行を打ち明けられた母親が6日夜、同署に連絡し、小泉容疑者は7日朝、同署に出現した。車は同市平野区内のレンタカー会社で、日午後6時から1日契約で借りており、「女友達と遊びに来て借りたが、その後、盗幸平定がなくなった」と説明している。

朝日新聞 13版-39 朝日新聞

脱法ハーブ 若者侵食

死亡・意識不明 全国で相次ぐ



「合法ハーブ」を使用した薬品を使った。車中で脱法ハーブが禁止された薬品を使った。知らず、「合法ハーブ」とも呼ばれる。しかし、殺菌剤に真鍮を失ったり、手足がけいれんしたりするなどの副作用も後を絶たない。厚生労働省によると、100以上の薬品の抽出期間があり、ヨーロッパ諸国が大半。

吸った客飛び降りた

成分変えつつ規制逃れ

「合法ハーブ」の成分が変えられ、規制を逃れつつ、全国的に若者の侵食が進んでいる。吸った客が飛び降りたという報告も相次いでいる。厚生労働省によると、100以上の薬品の抽出期間があり、ヨーロッパ諸国が大半。また、殺菌剤に真鍮を失ったり、手足がけいれんしたりするなどの副作用も後を絶たない。車中で脱法ハーブが禁止された薬品を使った。知らず、「合法ハーブ」とも呼ばれる。しかし、殺菌剤に真鍮を失ったり、手足がけいれんしたりするなどの副作用も後を絶たない。厚生労働省によると、100以上の薬品の抽出期間があり、ヨーロッパ諸国が大半。

「合法ハーブ」の成分が変えられ、規制を逃れつつ、全国的に若者の侵食が進んでいる。吸った客が飛び降りたという報告も相次いでいる。厚生労働省によると、100以上の薬品の抽出期間があり、ヨーロッパ諸国が大半。また、殺菌剤に真鍮を失ったり、手足がけいれんしたりするなどの副作用も後を絶たない。車中で脱法ハーブが禁止された薬品を使った。知らず、「合法ハーブ」とも呼ばれる。しかし、殺菌剤に真鍮を失ったり、手足がけいれんしたりするなどの副作用も後を絶たない。厚生労働省によると、100以上の薬品の抽出期間があり、ヨーロッパ諸国が大半。

濫用により、健康被害が発生するとともに、交通事故などによる第三者への被害も発生し、深刻な社会問題となっている。

脱法ハーブか:男性が植物片吸引後に死亡

2012.4.21

神奈川県警は20日、横浜市西区の無職男性(26)が、幻覚作用のある「脱法ハーブ」とみられる植物片を吸引した後に死亡したと発表した

県警によると、男性は同日午前1時ごろから友人男性(26)宅で飲酒。友人と2人で午前2時ごろ、植物片をキセルを使って吸引した直後に嘔吐(おうと)し、意識を失ったという。午後3時50分に死亡が確認された。

一緒に吸引した友人に異常はなく、「脱法ハーブと知って、数日前に横浜市西区のハーブ店で購入し、2人で吸引した」と説明しているという。県警はこの店から事情を聴くとともに、吸引した植物片の成分も調べている。

違法ドラッグに注意(まとめ)

- 違法ドラッグは「脱法ドラッグ」、「合法ハーブ」などと呼ばれ販売されているが、健康被害を及ぼす。
- 最近では、ハーブ店で「合法ハーブ」が多く販売されている。
- やはり違法成分を含有している。
- とにかく使用しないことが大切。
- 他の薬物同様に誘われても断る。

脱法ハーブ購入に誓約書 和歌山県、規制条例制定へ

2012.10.16

吸引すると幻覚を引き起こす可能性のある脱法ハーブについて、和歌山県が「知事監視製品」に指定し、購入者に対して、人体に使わないとの誓約書の提出を義務付ける条例の制定を目指していることが16日、分かった。仁坂吉伸知事が記者会見で発表した。

既に東京都などが、独自に有害薬物を指定する条例を制定しているが、県によると、誓約書を求める条例は全国初。

和歌山県の条例案は、薬物の成分を特定しなくても、品名や使用者の体験談などの情報から、規制の対象にできるのが特徴だ。

実際の連携・相談対応事例

- ・ 水道の異常（細菌検出・残留塩素不足）
- ・ 毛髪のシラミ
- ・ プール（鳥の死骸・便の浮遊・藻の繁殖
残留塩素が上がらない等）
- ・ 手洗いの後の手の細菌検査
- ・ 騒音問題（工事等）
- ・ 教室の異臭
- ・ 吐物の消毒方法
- ・ 給食調理室の大腸菌群検査

学校薬剤師の職務として

- 学校環境衛生の維持管理
- 保健教育などへの助言
- 児童生徒の薬に関する事
- 学校保健委員会
- 『薬の正しい使い方』 『薬物乱用防止教室』 『喫煙防止教室』
などの授業
- 学校と地域の医療機関などとの連携
- 学校給食調理員等の研修会
- 衛生関係（消毒薬の使用方法・管理）
- ドーピングについて（スポーツファーマシスト）

奈良県学校薬剤師部会研修会

「嘔吐物の正しい処理の仕方」
実習編

和歌山県学校薬剤師会
西前多香哉

平成25年10月6日(日)
奈良県薬業会館

正しく怖がり、正しく対策しましょう！

- 正しい知識を身につけてください。
- 正しい対応には準備が必要です。
- 信用×事故→信用の失墜

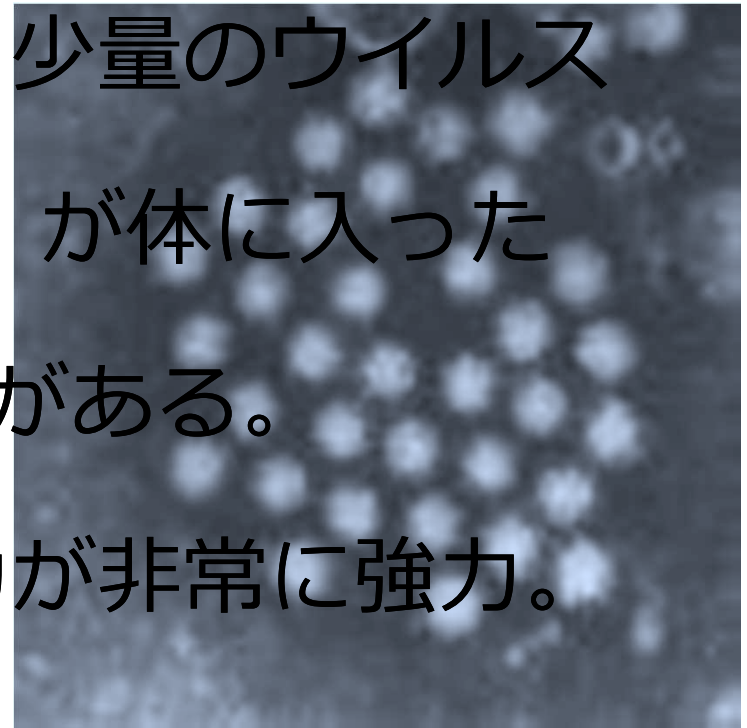
ノロウイルスのおさらい

- ①強い感染力
- ②おう吐物・糞便に大量のノロウイルス
- ③感染力の長時間保持
- ④抵抗力が強い
- ⑤アルコールや石鹼が効かない理由

特徴をおさえて、予防につなげましょう！

①強い感染力

- 世界中の胃腸炎患者からウイルスが見つかっている。
- 感染力が非常に強く、少量のウイルス（数個～100個程度）が体に入っただけで、発症することがある。
- 食中毒菌に比べ感染力が非常に強力。



②おう吐物・糞便に大量のノロウイルスが存在

- 症状回復後もウイルスの排泄が、
1～3週間以上続く。
- 発病中の患者糞便中にはウイルスが
1g中1億個以上、乳幼児では100
億個以上いる場合がある。

③感染力の長時間保持

④抵抗力が強い

- 自然界でも、なかなか感染力を失わない。

- 乾燥に強い。

- 70%アルコール・逆性石鹼に強い。

(アルコール消毒では効果がない)

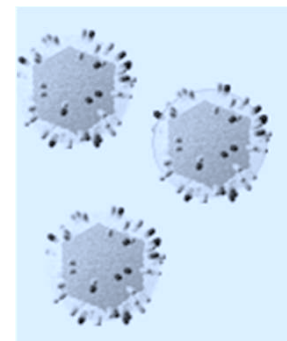
- 酸に強く、胃（胃酸）を容易に通過

- 熱に強く、85℃1分の加熱が必要

⑤ どうしてアルコールや石鹼が効かない？

● ウイルスの表面を覆う膜・・・エンベロープ

● 大部分が脂質から成るためアルコールや石鹼で溶解、ウイルスが壊れる。



● インフルエンザウイルス

・・・エンベロープあり

● ノロウイルス・・・エンベロープなし

次亜塩素酸ナトリウム以外の消毒方法

- 紫外線殺菌灯(30分)
- イソジン
- 二酸化塩素(クレベリン)
- 過酸化水素(オキシドール)
- フェノール系消毒剤
- 過炭酸ナトリウム

丸石製薬 ウエルセプト



速乾性擦式手指消毒剤



[TOP](#)
[非臨床試験（薬効・薬理）](#)
[臨床試験（手指消毒効果）](#)
[EET](#)
[製品情報](#)
[関連用品](#)
[よくある質問](#)

♪ 非臨床試験（薬効・薬理）

ウエルセプトはエタノールの抗微生物スペクトラムを引き出す特許技術であるEET（Ethanol Enhanced Technology）により、エタノールが持つ力を引き出しました。

一般細菌、真菌を始め、アデノウイルスや、ヒトノロウイルスの評価用代替ウイルスであるネコカリシウイルス及びマウスノロウイルスを含むノンエンベロープウイルスに対する抗微生物効果は以下のとおりです。

ウイルス	エンベロープウイルス	アヒルB型肝炎ウイルス		<15秒
		単純ヘルペスウイルス1型	ATCC VR-260	<30秒
		A型インフルエンザウイルス H1N1	ATCC VR-1469	<30秒
		鳥インフルエンザウイルス H5N1	NIBRG-14	<15秒
		RSウイルス	ATCC VR-26	<15秒
	ノンエンベロープウイルス	ポリオウイルス1型	LSc-2ab	<30秒
		アデノウイルス5型	ATCC VR-5	<30秒
		アデノウイルス8型	ATCC VR-1604	<30秒
		ロタウイルス	ATCC VR-2018	<30秒
		ネコカリシウイルス F-9 (ノロウイルス代替ウイルス)	ATCC VR-782	<15秒
マウスノロウイルス (ノロウイルス代替ウイルス)	MNV-G	<15秒		

安心・安全そして本当の信頼を届ける

株式会社

トップページ

製品情報

会社概要

お問い合わせ

次亜塩素酸水ス

ワー



トップ > 製品情報 > ステリパワーとは

除菌 & 消臭

スワー

抜群の効果! 安全・安心! 用途が広く経済的!

ノロウイルス インフルエンザ O-157 たばこ トイレ ペット 空間除菌・消臭

●ステリパワーとは

ステリパワーとは、次亜塩素酸ナトリウム水を弱酸性にPH調整した除菌・消臭水です。

感染対策に絶大な効果！！

主成分の次亜塩素酸ナトリウム（HOCL）が様々なウイルス・微生物をすばやく除菌。インフルエンザウイルスにはもちろん、アルコール消毒では効かないノロウイルスやO-157などに対しても大い

次亜塩素酸水



▶スワーとは

▶スワーは 空間除菌・空間消臭

▶スワーの活用

リリース
ライフジャケット





キッチン泡ハイター



ハイターを希釈したもの
(霧吹き器)

潜伏期から発症、回復まで

- 潜伏期 24～48時間

(体内に入ってから症状が出るまでの時間)

- 症状 おう吐、吐き気、腹痛、下痢、
発熱 胃腸風邪の症状に酷似
(1～2日続き後遺症なし)

★特効薬はありません。

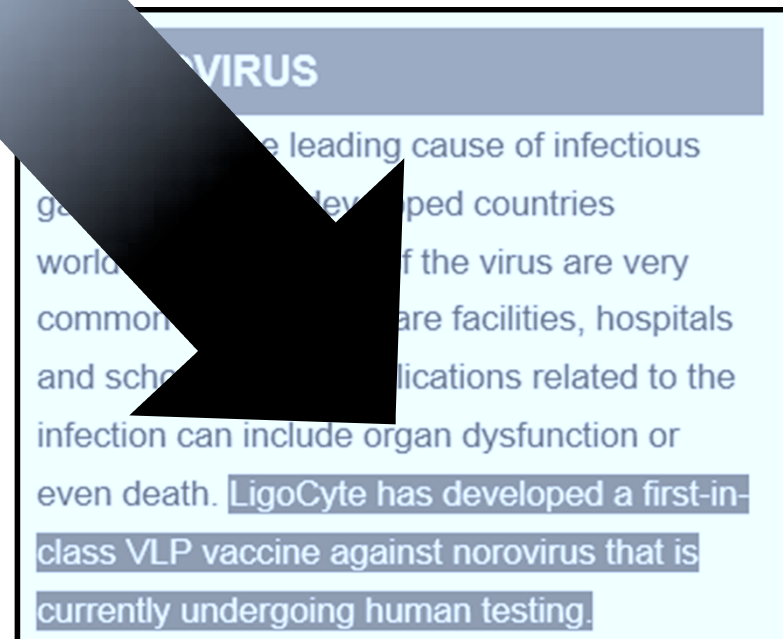
脱水症状を避けるため、水分補給

リゴサイトファーマシューティカルズのHP

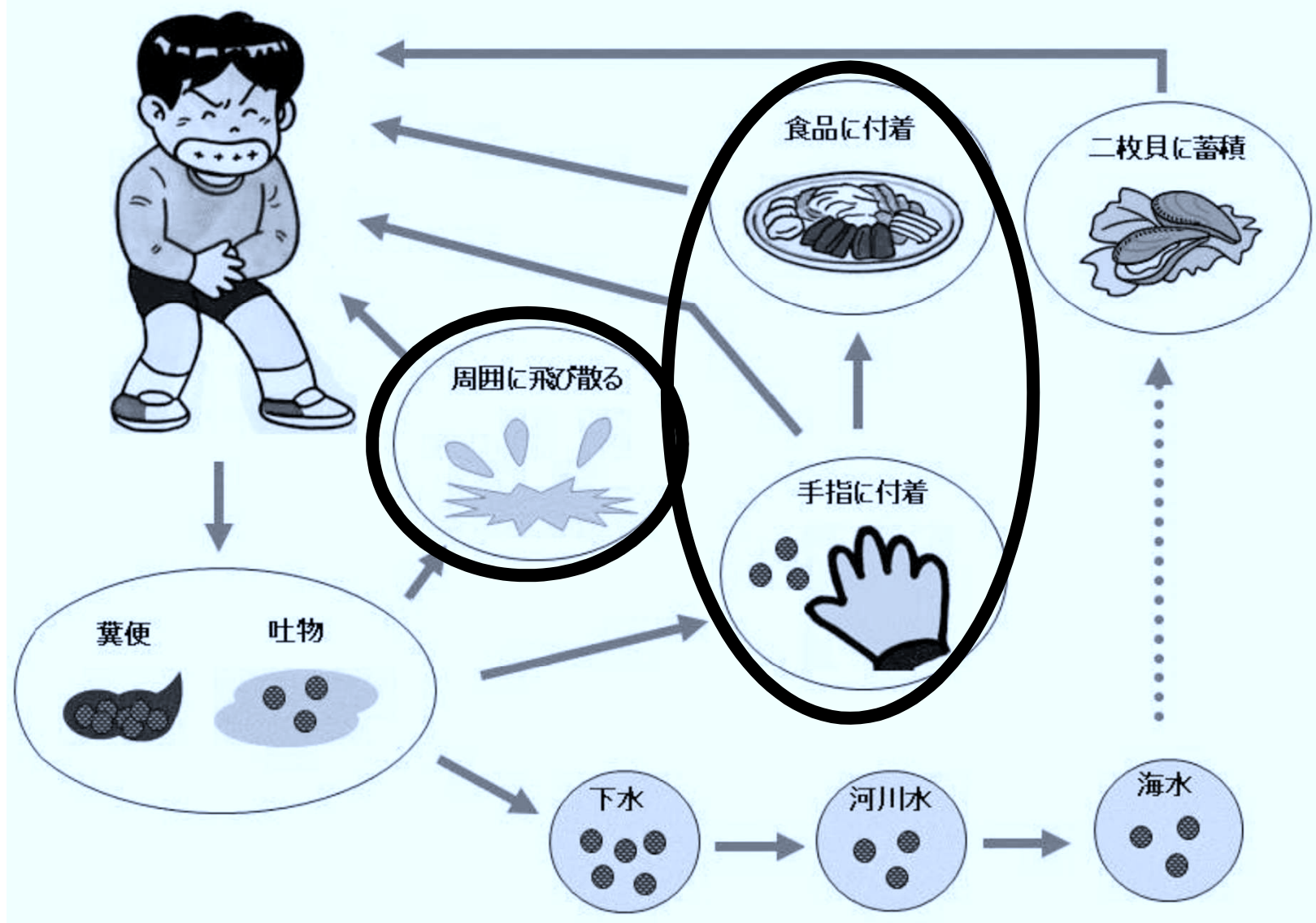


●リゴサイトは多様な遺伝子型のノロウイルスのワクチンをつくる技術を持ち、欧米などで臨床試験を進めている。

武田薬品工業はワクチン関連技術をリゴサイト・ファーマシューティカルズを買収することで同社と合意したと発表した。11月末までに6千万ドル（約50億円）を投じ完全子会社化する。



ノロウイルスに感染



ノロウイルスの感染経路

原因食材：二枚貝について

- カキ
- カキ以外にもウチムラサキ貝(大アサリ)
シジミ・ハマグリ
- 生食はカキ

★鮮度は関係ありません！
加熱が重要！
生食は控えましょう！



カキだけでない原因食材

- 原因食品のトップは貝類

しかし、患者の7割が他の食品

- 刺身・野菜サラダ・ケーキなどの
生もの、加熱不十分な食品と様々
- 調理人（手指）汚染が原因大

人から人へ感染

- 旅館・学校・幼稚園・保育所などの人の集まる場所では、患者が一人でも、嘔吐物や下痢便の処理清掃が不適切であれば、感染拡大。
- おう吐物・下痢便の処理をする場合にその処理時に感染。
- ★ 処理方法が重要！無防備な格好は×

予防方法

- ①手洗いする
- ②加熱する
- ③消毒する
- ④おう吐物等の適切な処理（実習）

最も有効な対策葉『手洗い』

- トイレの後・食事前・手が汚れたとき
- 石けんを使いましょう
- ウイルスは死滅しませんが、はがれやすくなります。
- うがいの実施はインフルエンザ等の感染症予防になるので、手洗いとセットにし、習慣づけることが重要。

★手洗いに始まり、手洗いに終わる

手洗いが不十分になりがちな部分



- 指先や爪の間
- 指の間
- 親指のまわり
- 手のしわ
- 手首のまわり

アルコールのお話

- アルコールを濡れた手に付けても効果はない？
- 濃度の高いアルコールの殺滅力は？
- 濃度の低いアルコールの殺滅力は？
- 最も良いバランスはアルコール：水 = 7 : 3
- 細菌等のたんぱく質を壊すのに水分が必要！
- 最近では消防法の観点から引火の可能性を防ぐため
50～60%になっているが、殺滅力あり！
- 50%以下は急激に殺滅力が下がるので注意！

予防方法 食品を加熱する

- 細菌性食中毒

中心部が75℃・1分間以上

- ノロウイルス食中毒

中心部が85℃・1分間以上

- ・カキフライなら3分から3分半が目安

市販の塩素系消毒剤

消毒剤名	原液濃度
ミルトン ピュリファンP	1% (10000ppm)
ハイター ブリーチ	5% (50000ppm)
テキサント ピューラックス	6% (60000ppm)
ハイポライト	10% (100000ppm)

★酸性の溶液と混ぜないこと

医療機関で使用されるハイター

	「花王」メディカルハイター®液6W/V%	病院用ハイター®
製品外観		
サイズ	600 mL、1.5 L、4.5 L	600 g、1.5 kg、5 kg、10 kg
薬事分類	医療用医薬品(外用殺菌消毒剤)	非医薬品(雑貨/除菌・除臭・漂白剤)
成分	<ul style="list-style-type: none"> ●次亜塩素酸ナトリウム6w/v% ●添加物なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●次亜塩素酸ナトリウム6% ●アルカリ性安定化剤添加
使用時の製品有効塩素濃度	5.4 ~ 6.6w/v%	規格なし
使用期限	2年	設定なし
保存条件	遮光、非金属性の気密容器に入れ、冷所保存	直射日光を避け、高温のところに置かない

食器等に使用する濃度

★ 食器・まな板・ドアノブ・便座・おもちゃ・テーブル・床

	0.02% (200ppm)
ハイター 原液5% (50000ppm)	8ml 250倍希釈

消毒薬 2 L調製時に必要な原液量と希釈倍数

おう吐物等に使用する濃度

	0.1% (1000ppm)
ハイター 原液5% (50000ppm)	40ml 50倍希釈

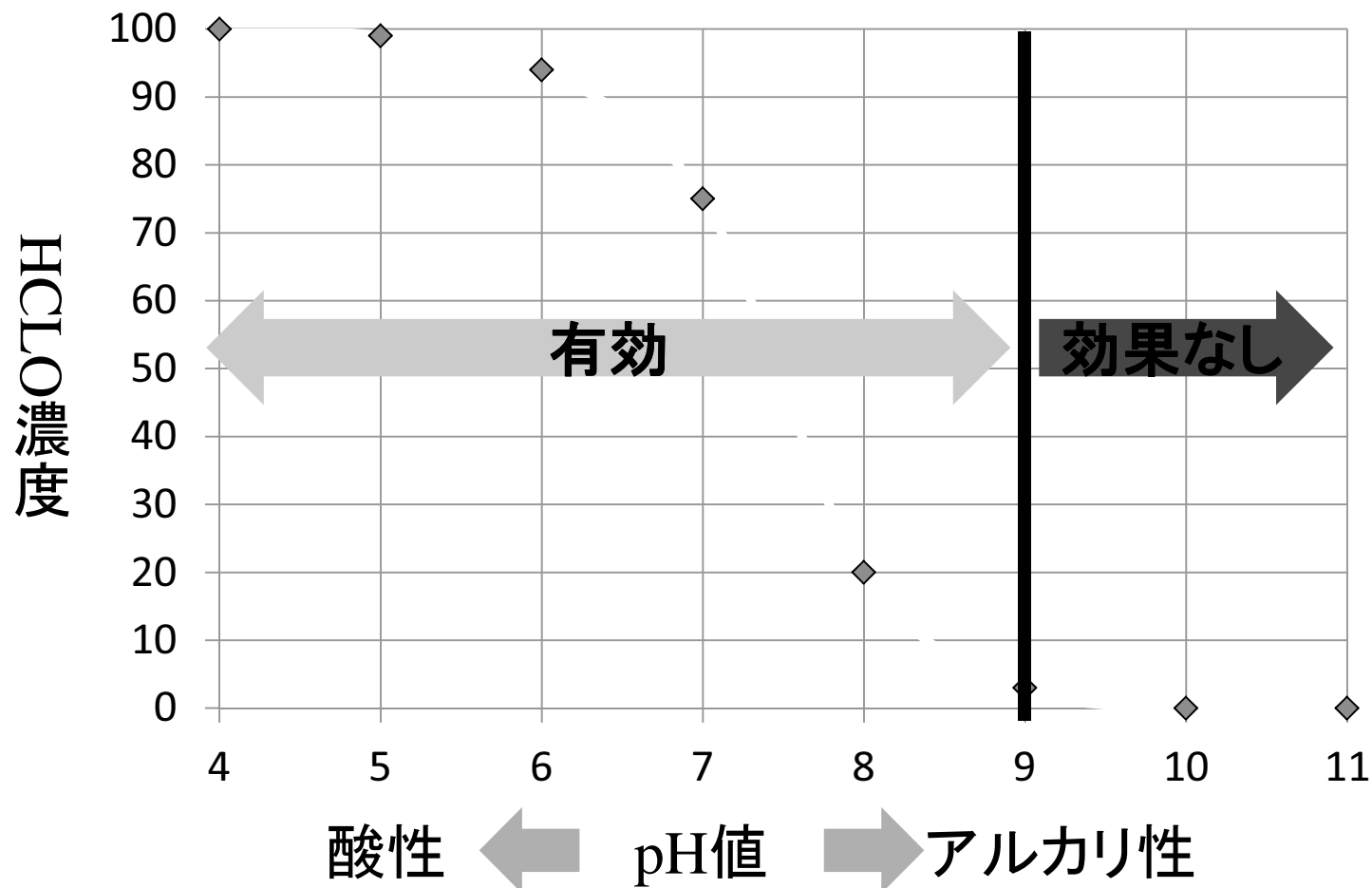
消毒薬 2 L調製時に必要な原液量と希釈倍数

- 原液ではほとんど効果がありません。
⇒直接、嘔吐物にかけると塩素ガス発生



- ハイター、キッチンハイターも有効塩素濃度は同じ。

HClO(次亜塩素酸)濃度とpHの関係



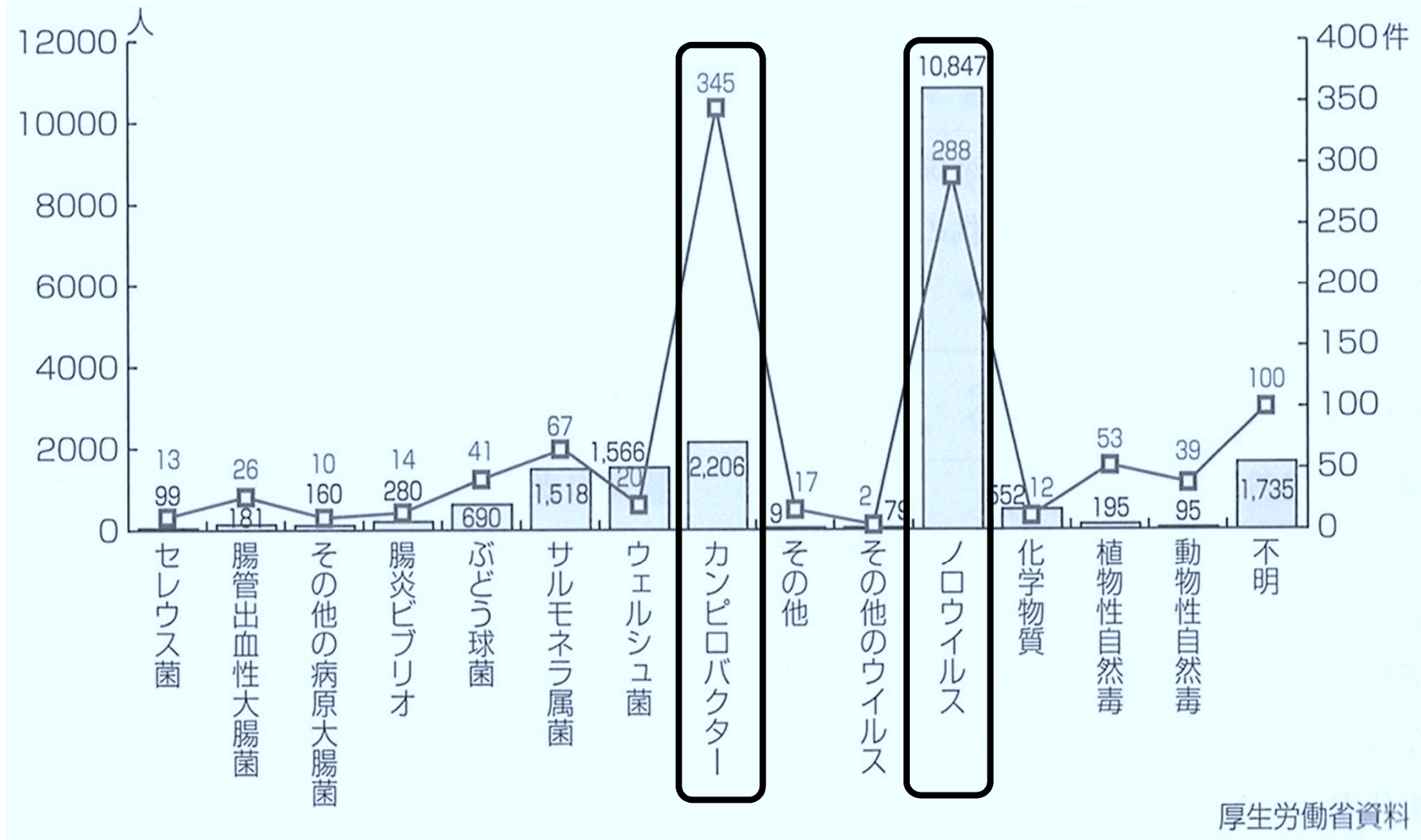
スチームアイロン による加熱

1か所あたり2
分間程度加熱す
れば、カーペッ
ト表面の消毒が
可能です。



実例から学ぶ . . .

平成21年食中毒発生状況



ノロウイルス事件ファイル1

- 1997年 滋賀県内小学校で餅つき大会
- 有症者 50名
- 原因食品 あんこ餅・きな粉餅
- 多人数の手作業によるウイルス伝播拡大

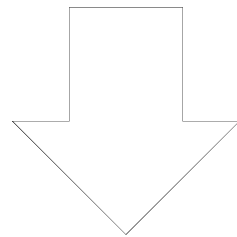
ノロウイルス事件ファイル2

- 2003年 学校給食のパンによる食中毒
- 有症者 661名
- 原因食品 きな粉ねじりパン
- 1名の調理人からノロウイルスが伝播拡大



ノロウイルス事件ファイル3

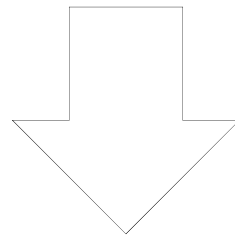
- 2001年 長野県内のホテル
- チーズケーキによるノロウイルス食中毒で
6日間の営業停止後、再開直後に309名の
急性胃腸炎の有症者



停止期間中の消毒が不十分
環境中でノロウイルスは生き残る

ノロウイルス事件ファイル4

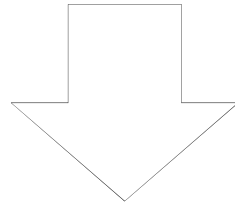
- 2005年 小学校にて371名が嘔吐下痢
- 体育館のモップからウイルス検出



ノロウイルスが体育館の床を汚染し、
モップによる掃除の際、塵芥とともに
空中に拡散

ノロウイルス事件ファイル5

- 平成24年4月 和歌山県立高校での食中毒事件



- ①体調不良の調理員がノロウイルスに感染していると知らずに無理をして出勤、調理を行った。
(休めない環境)
- ②衛生的な手洗いを行っていなかった。
爪ブラシ、ペーパータオル・消毒用アルコール等がなかった。
⇒施設の設備が不十分
⇒ノロウイルスを手指に付着したまま調理

原因として・・・

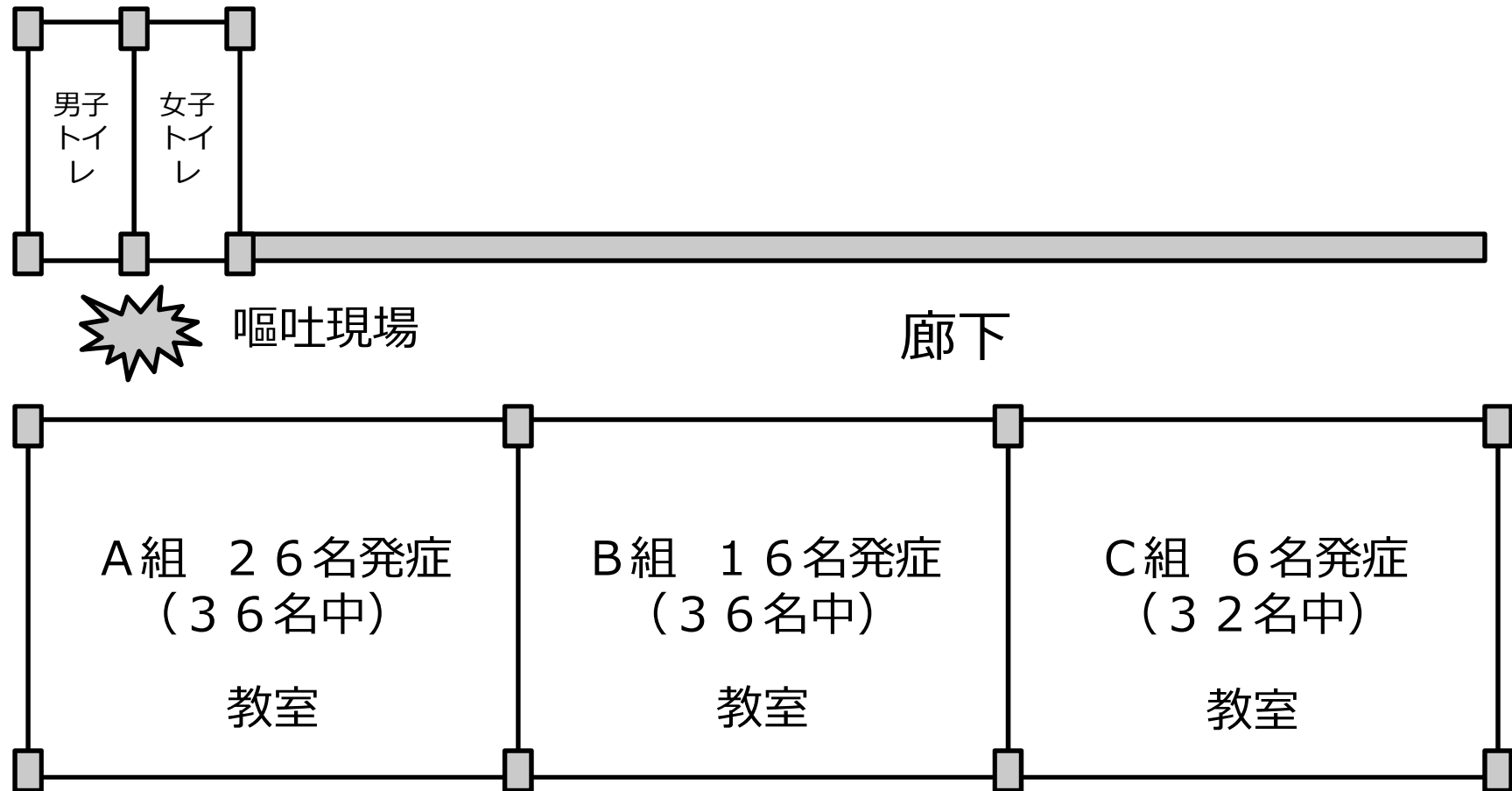
「食中毒は滅多に起こらない」

「自分の施設に限って起こらない」



根拠のない安心感が大変な事
につながる！

学校の廊下でおう吐した場合



嘔吐物等の処理準備物（処理キット）

- 使い捨て手袋
- 使い捨て白衣
- 使い捨てキャップ
- 使い捨て靴カバー
- 使い捨てマスク
- 新聞紙
- 空きペットボトル
- 次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）
- 表示テープ
- ゴミ袋（大）2枚
- トレイ（50cm角）2個



市販のノロ対策用の商品

アウトロック 除菌・消臭・嘔吐物処理凝固剤 人気商品



製造元：プロケミ

価格：2,300円(税込)

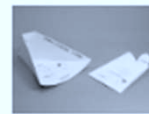
ノロウイルス対策



アウトロック 嘔吐物処理凝固剤 1ケース(12本)
(1ケース(12本))



アウトセーフ 超浸透性
除菌抗ウイルス剤
(内容量500g)



アウトダスター 紙製子
リトリ 20枚入り
(20枚入り(@78円))



アウトクロール 次亜塩素
酸系除菌剤 1kg入り
(内容量1kg)



アウトセーフ 超浸透性除菌抗
ウイルス剤 1ケース販売
(1ケース(12本))

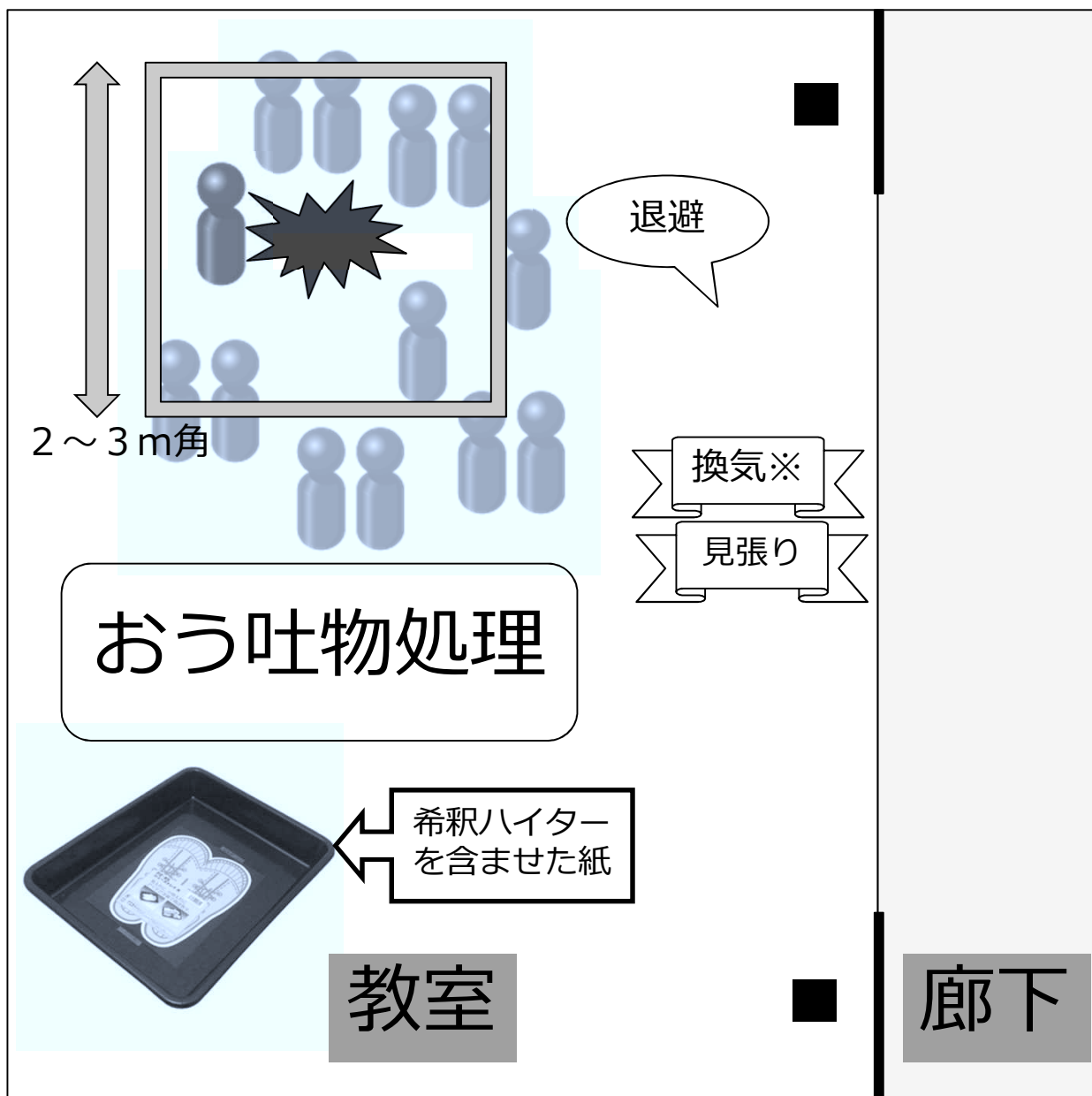
おう吐物等の処理方法（手順）

- キットを予め用意しておき、緊急時にはチームで対処するようにする
- チームは3名
- 2名は嘔吐物処理キットの運搬
- 1名は処理用着衣の着て、処理に当たる
この人は感染の可能性大
- 一人で処理する理由は感染者数を最小限にするため（養護教諭は外すべき）

嘔吐物処理チーム

9月	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目
処理実行者	A 先生	B 先生	C 先生	A 先生	B 先生
後方支援者1	B 先生	C 先生	A 先生	B 先生	C 先生
後方支援者2	C 先生	A 先生	B 先生	C 先生	A 先生

10月	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目
処理実行者	D 先生	E 先生	F 先生	D 先生	E 先生
後方支援者1	E 先生	F 先生	D 先生	E 先生	F 先生
後方支援者2	F 先生	D 先生	E 先生	F 先生	D 先生



【おう吐物処理の前に】

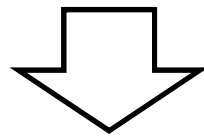
- ①おう吐した人を保健室へ
- ②他の人(生徒)を遠ざける
- ③教師等の入室を制限
- ④教室や廊下は当日使用禁止
- ⑤換気(教室の場合、廊下側の窓を開けないこと)
- ⑥3人1チームで
1人はおう吐物処理
2人は後方支援(物品調達)

給食調理室において

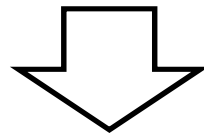
定期及び日常の衛生検査の点検票

第4票の23

器具や容器は60cm以上の置台の上に置いているか。



この高さには、意味があり、汚染された可能性のある跳ね返りの水滴が、かからないようしている。



食缶等は必ず置台の上へのせることが重要です。

おう吐物処理の基本的な考え方

一般的におう吐物は『汚い』という認識ですが、いかなる環境でも、
まず、
『危険な物』として取り扱うことが不可欠です。

①窓を開け、十分な換気を行う。

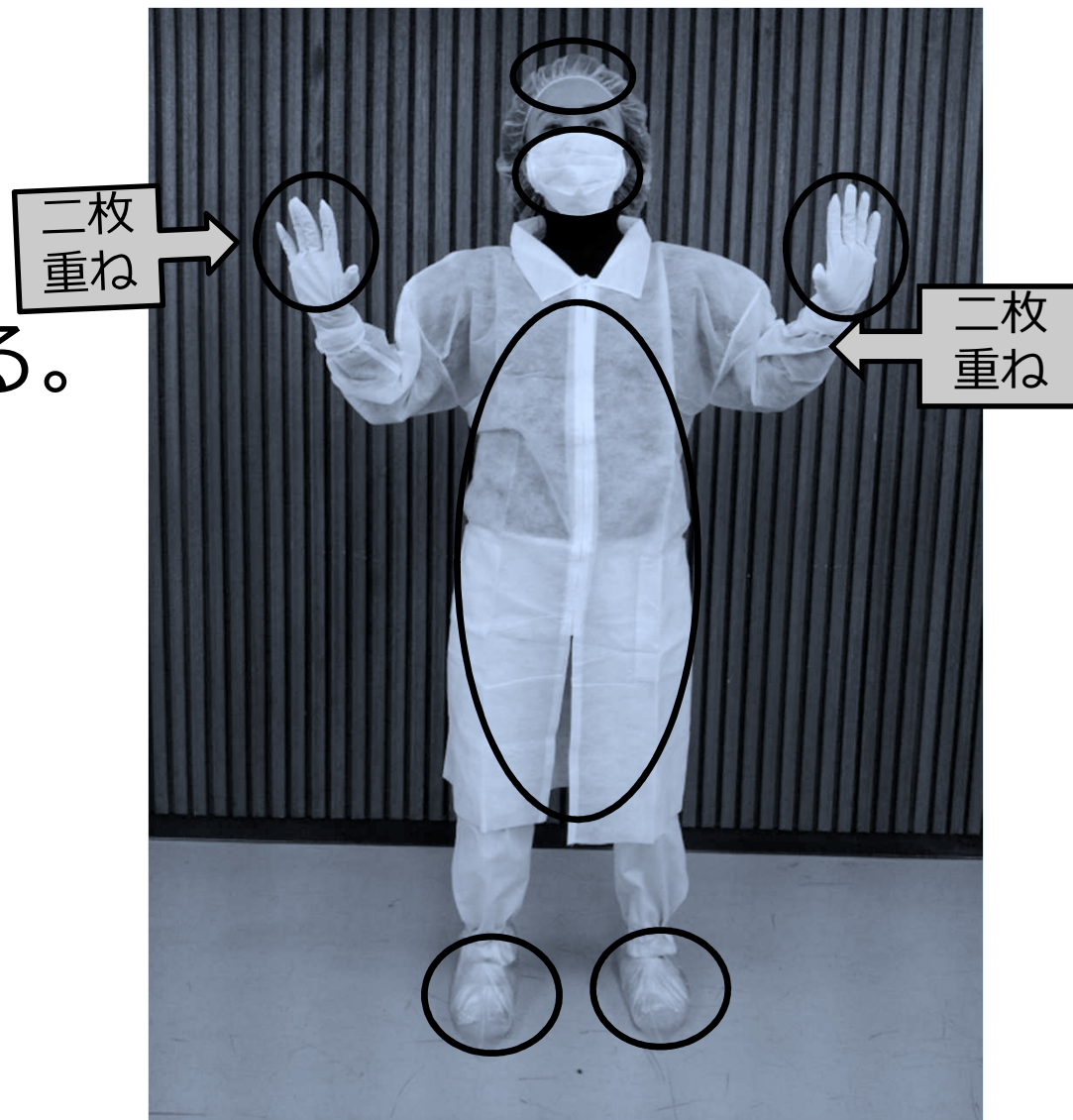
理由：床等に落ちた際に一部が霧状になり、ウイルスを含んだおう吐物は一定時間浮遊する。

注意：学校の教室内でおう吐した場合は廊下側の窓は開けない。



②使い捨てマスク、
手袋（二重）、
白衣、
キャップ、
靴カバーをつける。

※一式1回当たり
740円



ツナギ仕様

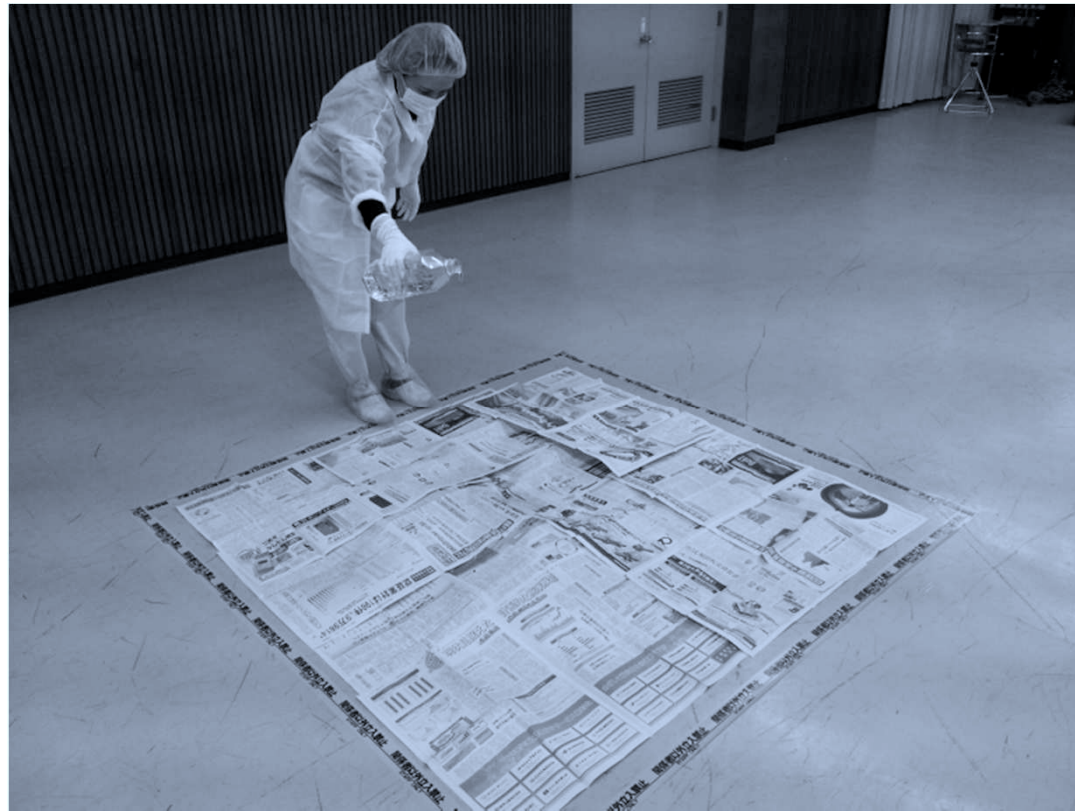
※一式 1 回当り
8 2 4 円



③ビニール袋は2枚、
予め口を開けておく。



- ④嘔吐物を新聞紙で広め(2～3m)に覆い
0.1%次亜塩素酸ナトリウムをたっぷり
かけ、10分間放置する。

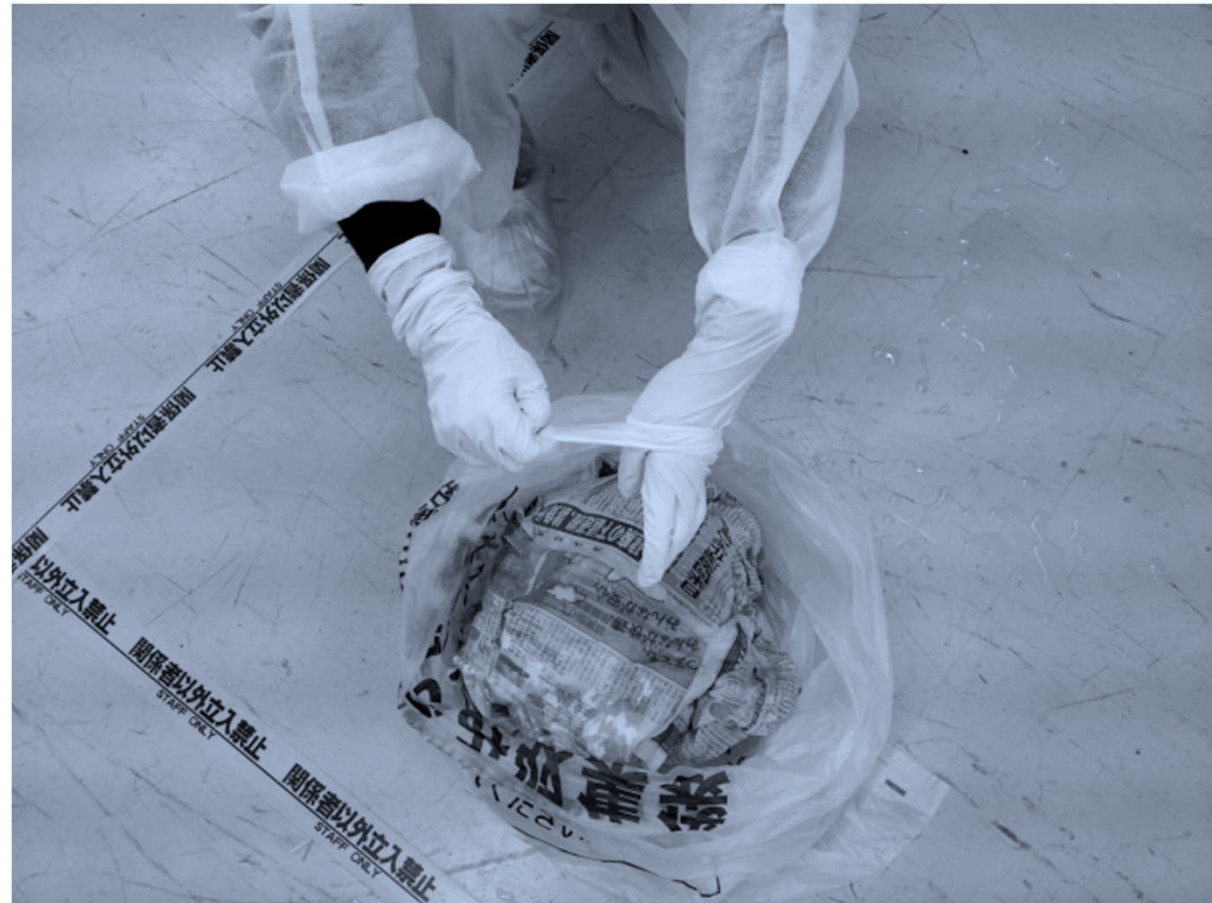


- ⑤新聞紙を外側から内側に向けて、静かに拭き取りながら小さくし、一次回収袋に入れる。膝は着かない
注意：目に見えるおう吐物は必ず拭き取ること。

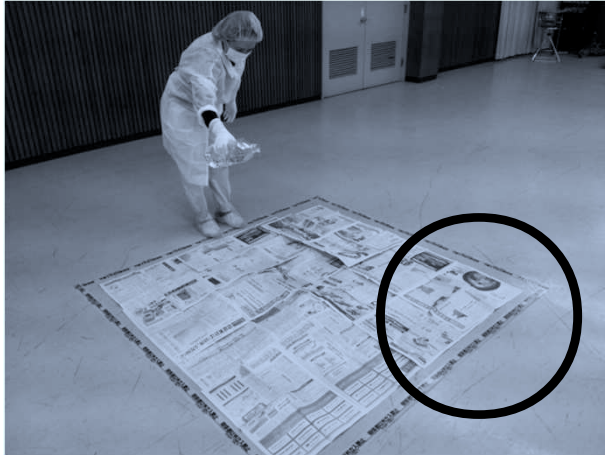


⑥二重にした外側の手袋を一次回収袋に入れる。

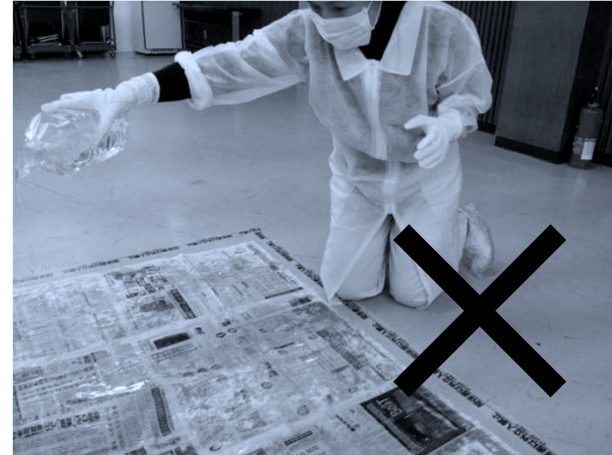
注意：この手袋の汚染度は高い！



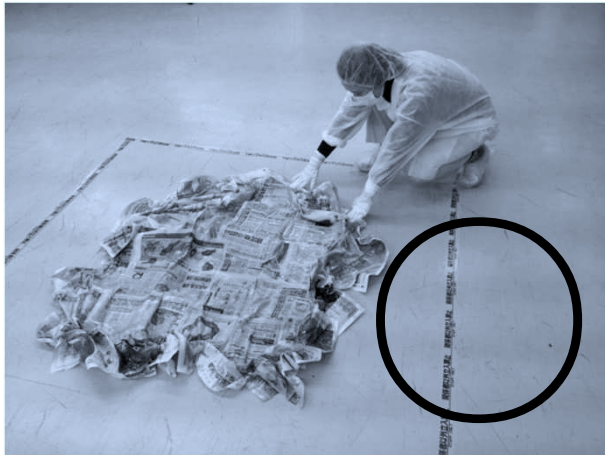
処理に関して良い例・悪い例



良い例



悪い例

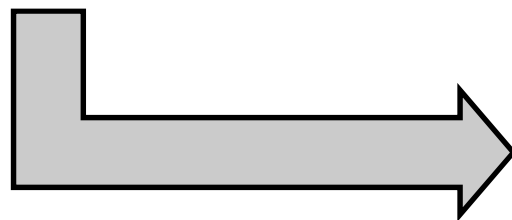
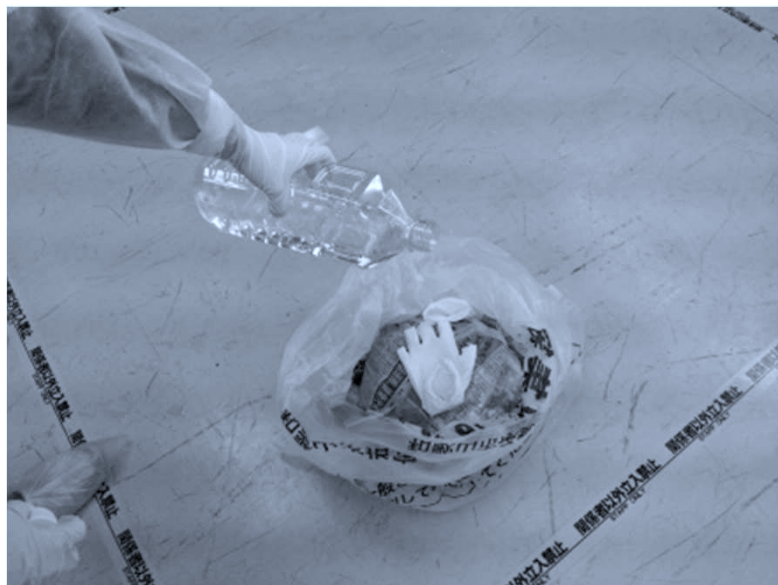


良い例



悪い例

- ⑦一次回収袋の中に0.1%次亜塩素酸ナトリウムを適量入れ、空気を抜きながら口を結ぶ。



- ⑧更に、もう一度おう吐した場所を新聞紙で覆い、0.1%次亜塩素酸ナトリウムをたっぷりかけ、10分間放置後、⑤と同様に処理をする。
注意：この作業が重要！



⑨二回目の新聞紙と一次回収袋を二次回収袋に入れる。

次に、中側の手袋で靴カバーを外し、二次回収袋に入れる。

内側の手袋(裏返し脱ぎ)、キャップ、マスク、白衣(裏返し脱ぎ)の順で脱ぎ、二次回収袋に入れる。

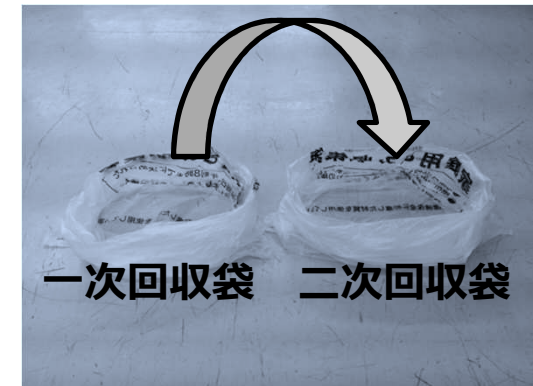
二次回収袋の中にも0.1%次亜塩素酸ナトリウムを適量入れ、空気を抜きながら口を結んで廃棄する。

一次回収袋の中に…

- 1.一回目の新聞紙（汚染度高）
- 2.外側の手袋（汚染度高）

二次回収袋の中に…

- 1.一次回収袋
- 2.二回目の新聞紙
- 3.靴カバー
- 4.内側の手袋(裏返し脱ぎ)
- 5.キャップ
- 6.マスク
- 7.白衣(裏返し脱ぎ)



★二次回収袋は口を縛り、廃棄する。

- ⑩処理後は速やかに手、手首、腕を洗う。
注意：石鹼をつけ、衛生的に2回行う。
アルコールは無効です！



【重要】

処理をする人は一人に！

処理する人以外はおう吐物に近づかない！

学校においては養護教諭が最後の砦なので、養護教諭以外の方が担当すること。

【おう吐物処理の実習】

- 実際に疑似的おう吐物を用いて、適切な処理を実習しましょう！

おう吐物処理報告書

嘔吐物・下痢便処理報告書

提出先

提出日：平成 年 月 日

報告者：

処理日時	平成 年 月 日 () 処理開始時間 AM・PM : 終了時間 AM・PM :
処理対象物 発見場所	嘔吐物・下痢便 場所名 () 屋外も含む 教室名・階 (. 階)
処理担当者(1名)	
後方支援者	
処理方法	<input type="checkbox"/> 使い捨てガウン着用 <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋着用 <input type="checkbox"/> マスク着用 <input type="checkbox"/> 靴カバー着用 <input type="checkbox"/> キャップ着用 <input type="checkbox"/> 消毒処理 ハイター・その他 () <input type="checkbox"/> 処理物の入った袋を安全な廃棄場所に移動
備考	

処理担当者の健康管理

処理後 (月日)	変 調	下 痢	嘔 吐	嘔気又は腹痛	発 熱
1日目 (/)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	月 日 時 (自宅・職場)	月 日 時 (自宅・職場)	月 日 時	月 日 時
2日目 (/)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	月 日 時 (自宅・職場)	月 日 時 (自宅・職場)	月 日 時	月 日 時

【最後に】

- 感染リスクを抑えるために、処理は一人で行いましょう！
- 学校や薬局で大規模な感染を防ぐためには、
『みなさんの初動にかかっています。』
- いざという時にパニックにならないように、校内研修の一環として、リハーサルを年1回は行ってください。

擬似嘔吐物の作り方

800 ml (約50℃)寒天



20 ml 墨汁



振とうしながら凝固 ※微塵



800 ml 水



20 ml 墨汁



振とう



完 成



ご清聴ありがとうございました。

和歌山県学校薬剤師会
西前多香哉